

○議事日程

令和7年12月18日（木） 第3日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1	番	倉内貴成君
2	番	小椋正子君
3	番	廣瀬恵理子君
4	番	長谷川 淳君
5	番	松本 暁大君
6	番	三宅 祐司君
7	番	松原 浩二君
8	番	渡邊 憲司君
9	番	加藤 雅浩君
10	番	小島 英雄君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	後藤友紀君
副町	長	傍島敬隆君
教 育	長	野原弘康君
総合政策部	長	安田 悟君
総務部	長	服部 貴司君
こども未来部	長	三輪 学君
健康福祉部	長	堀場 康伸君
住民部	長	小野木 崇夫君
基盤整備部	長	板橋 篤志君
会計管理者		井上 哲也君

◇

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	撰 田 真 広
書	記 高 木 明 美

◇

開議

午前10時00分 開議

○議長（加藤雅浩君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◇

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（加藤雅浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 松本暁大議員及び6番 三宅祐司議員を指名いたします。

◇

第2 一般質問

○議長（加藤雅浩君） 日程第2、一般質問を行います。

質問者に申し上げます。

伝聞や憶測など根拠に乏しい発言は避け、質問は簡明にしてください。

理事者の答弁時間も考慮し、持ち時間内に収まるよう発言してください。

不適當、不穩当な言辞があったと認められるときは、議長職権により発言の取消しを命じることがあります。

執行部側に問いかける発言以外に、持論の展開や出来事の紹介などが多くならないよう注意してください。

発言の通告がありましたので、順番に発言を許します。

1番 倉内貴成議員。

○1番（倉内貴成君） 1番議員 倉内です。よろしく願いいたします。

分割質問方式に基づきまして、大きく2問質問いたします。

1点目、産後ケア事業の拡充と利便性向上について伺います。

産後ケア事業は、出産後の母体が妊娠・出産に伴い心身ともにダメージがあることから、この回復や育児不安の軽減を目的とした事業であり、現在の特に核家族化や共働き世帯の増加に伴い重要性が高まっている公的な支援であります。

国の産後ケア事業ガイドライン、令和6年10月に改定されたものでは、本事業を誰

もが等しく受益できる公共サービス、ユニバーサルサービスとして明確に位置づけており、利用要件の制限の撤廃や利便性向上について示されているところであります。

しかし、本町では現在も利用要件に家族等からの援助が受けられない、かつ心身の不調や育児不安がある方のみが利用できるといった限定的な利用要件が課せられています。この現状は、国が示すユニバーサルなサービス、求める方が誰でも利用できるサービスの流れから乖離しており、町民の支援体制が遅れているとの認識に至っております。

この前提の下、本町の産後ケア事業の現状と今後の運用改善について6点問います。

1点目、通所、宿泊、訪問それぞれの利用実績は。

令和6年度及び令和7年度現在の通所型、宿泊型、訪問型それぞれの利用実績は具体的に何件か、お答えください。

2点目、現在の、1点目に回答していただく利用状況について足りていると認識しているか、お答えください。

3点目、第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画における利用目標の根拠は。

第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画において、町内の新生児、これはおおよそ産婦さんの数とほぼ同じになると考えていますが、これがおおよそ推定270人とした場合、岐南町が出している産後ケア事業の利用目標は14人、約5%と設定されています。この根拠は何かお答えください。

4点目、利用目標が全国実績と比較して低い目標設定であるのはなぜか。

令和4年度、3年前の産後ケア利用についての全国市町村調査の実績、これは実績であります。実績が約10.9%、11%でありました。これと比較して、実績11%に対して今岐南町が出している目標が5%であります。この全国の実績約11%に対してかなり低い数値を目標にされていますが、この低い目標についてどう捉えているか、お答えください。

5点目、こども家庭庁のガイドラインに沿った利用要件を緩和した対象とする考えはあるか。

こども家庭庁のガイドラインには、対象を産後ケアを必要とする者としており、本町では家族等から援助を受けられず、かつ心身の不調や育児不安がある方のみが対象と非常に限定的な要件を課しています。ほかの自治体では、国のガイドラインに基づき要件撤廃が進む中、本町においても国のガイドラインに沿って希望者全員が申請、利用できる体制へ移行すべきと考えておりますが、見解をお答えください。

6点目、手続のDX化、ワンストップ化、デジタル化の意向はあるか。

現状、岐南町の産後ケア申請方法は、産後の疲弊した身体で新生児を抱えながら役

場に出向き、そして書類を書くという非常にアナログであり煩雑な、ダメージのある産婦さんについては大きな負担であることが挙げられます。スマホ1台で完結するあずかるこちゃん等の民間サービス導入やオンラインフォームによる申請などは、利用者である母親はもちろん、自治体にとっても事務負担削減の大きなメリットであると考えます。利用者、自治体、医療機関の三方よしとなる仕組みを導入する考えはあるか、お答えください。

以上6点、回答をお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 倉内議員の1項目め、産後ケア事業の拡充と利便性向上についての1番目のご質問、通所、宿泊、訪問それぞれの利用実績についてお答えいたします。

令和6年度の産後ケアの延べ利用者数は、宿泊型4名、通所型2名、訪問型1名、合計7名です。令和7年度11月末までの延べ利用者は、宿泊型5名、通所型5名、訪問型1名、合計11名であります。

次に、2番目のご質問、現在の利用状況について足りていると認識しているかについてお答えいたします。

本町の令和6年度の利用率は3%と、令和4年の全国平均10.9%より低い状況にありますが、産後ケアの認知度の向上により年々問合せや相談件数が増えております。問合せには適切に対応しサービスを提供しておりますので、現在の利用状況としては足りていると考えております。

次に、3番目のご質問、第3期岐南町子ども・子育て支援事業計画における利用目標の根拠と4番目のご質問、利用目標が全国実績と比較して低い目標設定であるのはなぜかについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

利用目標の設定根拠につきましては、こども家庭庁より示された第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出等の考え方に基づき算定しております。

全国値よりも低い目標値となった理由は、令和5年度実績値を参考にしており、宿泊型・通所型産後ケアを開始した年でもありましたので、利用者が少なかったため算定に影響が出たものであります。子ども・子育て支援事業計画は5年計画の中間年度に見直しをするため、直近の利用者数を考慮すると、今後の見直し時には目標値が高くなる見込みでございます。

次に、5番目のご質問、こども家庭庁のガイドラインに沿った利用要件を緩和した対象とする考えはあるかについてお答えいたします。

本町は産後ケア事業を令和2年度から訪問型を開始し、令和5年度から宿泊型・通所型を始めました。開始当初、こども家庭庁のガイドラインには、利用要件の一つに家族等から育児、家事等の支援が受けられない者との限定があり、本町も同様の要件としております。

現在のガイドラインではユニバーサルな事業であることが明確化されていることから、対象者を産後ケア事業を必要とする者に改められています。また、ケアの内容においても、アセスメントに基づくケアプランの作成、利用終了後の振り返りや今後の支援の連携など、具体的な内容が追加されました。

今後業務を担うこども家庭センターでは、改められたガイドラインに基づき当初の利用要件を見直し、産後ケアを必要とする者として、母子、その家族が健やかな育児ができるよう支援を続けてまいります。

次に、6番目のご質問、手続のDX化の意向はあるかについてお答えいたします。

手続がDX化されれば、利用者のサービス利便性の向上、町職員の業務効率化、施設職員の負担軽減や利用稼働率にもつながるものと考えております。

令和6年度にこども政策DXモデル事業として産後ケアDXに取り組んだ自治体があります。

新潟県糸魚川市では予約申請をアプリ上で実施できる予約サービス、あずかるこちゃん産後ケアの導入を、沖縄県沖縄市ではL o G oフォームを使って利用申請から利用決定通知の送付までをオンライン化した施設予約システムの導入を始めました。両市とも利用者からの満足度は高いものとなっております。

ただし、それぞれ課題もあるということです。アプリを導入した例では、アプリ利用料に見合う利用人数や施設数であるか検討が必要なこと、また予約システムを導入した例では、複数の自治体と契約している産後ケア施設では、利用する複数の自治体が導入しなければ効果がないなどとしております。

現在、産後ケアはアナログ的な手続で利用者の負担が大きいと考えておりますので、利便性向上のため、まずは申請のDX化を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 1番 倉内貴成議員。

○1番（倉内貴成君） 議長のお許しを得ましたので、再質問をさせていただきます。

まず初めに利用要件を見直すというご答弁、また申請のDX化を進めていくという検討をしていただけるというご答弁、非常にありがとうございます。

つきまして、3点再質問いたします。

令和6年度の利用者、先ほどご回答いただきましたが、延べ人数で7名ということ

でありました。改めて、重複を除いた固有の人物数として、通所、宿泊、訪問それぞれ何名の利用であったかお答えください。恐らく先ほどは延べ人数ということですので、同じ方が、例えば7回利用していれば7回ということになりますので、延べ人数ではなく重複を除いた固有の人数として改めて利用人数の実績をお答えください。1点目です。

2点目として、先ほど私が令和4年度の全国平均が11%であったというふうに紹介させていただきましたが、この利用実績11%というのは、実際の実績数のカウントとしては、重複を除いた利用者の実際の人数を分娩件数で割ったものであります。そのため、先ほど部長から本町の利用率は3%であると御答弁いただきましたが、こちらは延べ人数で換算していると思われるので、データを正確に比較するために、全国市町村実績の平均11%の算出方法と同じく、実際の重複を除いた実人数として、改めて現在の岐南町の利用率、先ほど3%ということでありましたが、現在何%であるか改めてご答弁をお願いいたします。

3点目です。

今後、ユニバーサルなサービス、誰もが使いやすくなるサービスとして展開していくに当たって、利用促進を促す施策をどのように考えているか、お答えください。

以上3点お願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 三輪 学こども未来部長。

○こども未来部長（三輪 学君） 倉内議員の1項目め、産後ケア事業の拡充と利便性についての再質問、まず1つ目、通所、宿泊、訪問の実利用者数についてお答えいたします。

令和6年度の産後ケアの実利用者数は4名です。その利用の内訳は、宿泊型1名、通所型2名、訪問型1名。続いて、令和7年度11月末までの実利用者数は6名です。その利用の内訳は、宿泊型3名、通所型1名、宿泊と通所型を利用した方が1名、通所と訪問型を利用した方が1名であります。

次に、本町の産後ケアサービスの利用率についてお答えいたします。

先ほど延べ利用者人数による利用率として3%とお答えいたしました。実利用者数の利用率は、令和6年度の産後ケア実利用者が4名、同年度の出生数が234名でございますので、これを基に算出いたしますと、令和6年度の産後ケアサービスの利用率は1.7%になります。

次に、産後ケアのユニバーサルな利用促進を促す施策についてお答えいたします。

現在、岐南町町内に産後ケア宿泊・通所型を行える施設がございませんので、他市町に所在する医療機関などに受入れを委託している状況でございます。今後受入れ先

の医療機関などと協議を行い、産後ケアを案内する町のホームページやリーフレットなどを見直していきます。あわせて、妊娠届や出生届の手続のときに周知をまいります。

国のガイドライン・理念を踏まえつつ、地域の実情に応じた形で事業を実施していく責任があると考えておりますので、産後ケアサービスが必要な方に必要なサービスを届けられるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 1番 倉内貴成議員。

○1番（倉内貴成君） では、2項目めの、ごみ減量化に向けた分別のインセンティブ設計について伺います。

次期ごみ処理施設の稼働による町財政への負担抑制のため、ごみ排出量で各自治体の負担額が変わる処理施設負担金の削減のためのごみ減量は喫緊の課題であると認識しております。

以前私も参加した有料化に際する説明会におきまして、現在可燃ごみの中には、分別をすれば本来減量できたであろうものが多く分別されずに可燃ごみに捨てられており、ごみ減量には分別促進が非常に重要であるという説明をされており、私もその認識でおります。

分別の行動を今よりもさらに促すためには、町民にとって分別をしたくなるような制度設計が不可欠だと考えています。この現状認識の下、実効性のある分別のインセンティブ設計、つまり分別を誘導するような制度設計について3点伺います。

1点目、少量の資源ごみを分別した場合、最低料金が発生するという認識で合っているか。

例えば、きれいなアルミホイルやホチキスの針、またポストイニング等でポストに入れられた不要なマグネット等の少量のこれらは金属ごみになると思いますが、これらをきちんと分別をして処理場へ持ち込んだ場合でも、最低料金、恐らく今は10キロまで200円という形になっていると思いますが、これが発生する仕組みになっているか、改めて確認のため回答をお願いいたします。

2点目、分別に対する逆インセンティブが働いている点をどう考えるか。

これは例えば、今挙げたようなホチキスの針やポストイニング等で入れられた不要なマグネット、これら小さな金属類を正しくしっかりと分別しようとする、これは可燃ごみの袋に入れて捨てるよりも町民の方が処理場へ持ち込んでコストと手間がかかってしまう。可燃ごみのごみ袋にぽいと捨ててしまう人よりも負担がかかってしまうという現状、逆のインセンティブが働いているという現状について、これらをどう認識しているか、回答をお願いいたします。

3点目、ごみ減量に向けた分別のインセンティブ設計について策はあるか、回答をお願いいたします。

ごみ減量については、ごみ袋の有料化等々で抑制的な方向へ動きは働くと思いますが、それだけではなく分別による減量を促すために、分別したくなるような安く楽しくなるような仕組みがなければ、分別による減量は大きく進まないと考えられます。

現に他の市町村では分別を促すようなキャンペーンを行っている自治体も多くありますので、少量の資源回収拠点、例えば今使われているエコステーション等の活用、また整備、手数料の見直し、分別に対するキャンペーンなど、分別を促す制度設計に対する考えはあるか、お答えをお願いいたします。

以上3点お願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 倉内議員の2項目め、ごみ減量化に向けた分別のインセンティブ設計についての1番目のご質問、少量の資源ごみを分別した場合、最低料金が発生するという認識で合っているかについてお答えいたします。

本町における資源ごみの定義は、瓶、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、白色トレイ、発泡スチロール、古着、紙類、壊れていない蛍光灯、アルカリ・マンガン電池、緑ごみとなっており、資源ごみについては無料で収集いたしております。ただし、金属類については現在粗大ごみとして収集していることから、ご指摘のとおり少量であっても最低料金が発生いたします。

その理由は主に2つございます。

1つは金属を資源として販売する際にはまとまった量が必要になること。もう一つは金属とほかの素材が一体になっているものは、破碎や選別などの中間処理が必要であることです。

容器包装類のように同じ素材、同じ形状のものが大量に集まりそのまま再資源化工場に持ち込まれる場合とは事情が異なり、手間やコストがかかるため、現状では金属類は自己搬入施設で粗大ごみとして受け入れ、必要な中間処理を施した上で、まとめて売却する運用を行っております。

続いて、2番目のご質問、分別に対する逆インセンティブが働いている点をどう考えるかと3番目のご質問、ごみ減量に向けた分別のインセンティブ設計について策はあるかについて、併せてお答えいたします。

ごみ減量を進めるには、分別を行うほど安く楽になる仕組みが不可欠であるというご指摘はそのとおりだと考えます。現状では、自己搬入施設の導入により、2か月に1度だった粗大ごみが予約をすれば出しやすくなったため、現場からは捨てやすくな

った、分別が楽になったといった前向きな声が上がっております。こうした改善は、分別への参加を促す有効なインセンティブになると期待をいたしております。

一方で、集積場所が遠くなったことで、緑ごみの出しにくさや分別への意欲が低下する可能性など、新たな課題も生じてございます。こうした点を踏まえ、費用対効果や利便性を継続的に見直し、改善していく必要があると認識いたしております。

現在、次年度から実施する一般廃棄物処理基本計画の見直しを進めており、住民アンケートや廃棄物処理対策協議会の意見を取り入れ、資源ごみを含む収集方法の見直しを計画に盛り込む予定でございます。

ごみについての施策は、住民の利便性を高めるほどコストは増加し、労働人口の減少も踏まえると、持続可能な収集体制の維持は容易ではなくなります。それでも、できる限り分別すれば安く楽になると感じていただける計画に近づけるよう努めてまいります。

また、制度面だけでなく住民の理解と協力も不可欠と考え、啓発活動を強化いたします。現在、分別の手順を分かりやすく伝える動画を作成しており、来年3月の完成を目指しております。完成した動画を様々な場所で活用することにより、より多くの方に正しいごみの出し方を知っていただき、分別の促進とごみ減量化につなげてまいります。

最後に、指定ごみ袋についてでございます。

当初は容量が45リットルと30リットルのものを販売しますが、条例では15リットルの規定も設けてございます。指定ごみ袋の価格は容量が小さくなるほど安く設定しており、これらはごみを減らせば手数料も低くなるというインセンティブを働かせるためでございます。15リットル袋の導入は、今後の需要や販売店との協議を踏まえ検討してまいります。

以上のように、制度面と啓発を組み合わせ様々なインセンティブを講じることで、ごみ減量化を推進してまいりたいと考えております。しかしながら、インセンティブがあるからごみの分別をするということではなく、限りある資源を有効に活用することや未来への環境保全という観点からごみの減量に努めることを目的に、今後もごみの分別について取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 1番 倉内貴成議員。

○1番（倉内貴成君） 2点再質問させていただきます。

現在、可燃ごみへ捨てられてしまっているごみの種別について、町が特にインセンティブをつけたい、特に優先して分別してほしいと考える種別は何か、その理由を含めてお答えください。

ごみ有料化の説明の際に、非常に多くのものが、本来分別されるべきものが可燃ごみへ捨てられてしまっていると説明がありました。改めて町が特に優先して分別してほしいと考えているごみの種類をお答えください。

2点目です。

改めて、現段階で町が特に優先したいもの、例えばプラスチックのごみなのか、紙のごみなのか、そういったものに対して計画をしている、現段階でお話しできる分別の促進に向けた施策があれば改めてお答えください。

以上2点よろしく願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 倉内議員の再質問の1つ目、町が特にインセンティブをつけて分別を行いたいと考える種類は何かについてお答えいたします。

毎年4回、無作為に抽出したごみ袋の中身を広げてごみ質の調査を行っており、昨年度の結果では、家庭からの可燃ごみの中で最も多い品目は紙類で41%、次にビニール・合成樹脂類の28%となっております。紙類、ビニール・合成樹脂類は分別できるごみであり、紙類は民間の回収ボックスやエコステーションで分別排出できますし、ビニール・合成樹脂類の中でプラマークのあるものは、プラスチック製容器包装類として自治会のステーション回収やエコステーションで分別して出せるごみとなっております。

これらの品目において分別がより進むよう、出しやすさに重点を置き、今後も施策を考えてまいります。

続きまして、再質問の2つ目、現段階で計画している分別促進に向けた施策についてお答えをいたします。

現時点でお答えできるのが、先日の全員協議会でご説明いたしました粗大ごみの搬入が困難な方に対する補助制度の施策、今議会の補正予算にてご予定をいたしております自己搬入施設のLINE予約の導入となります。このほかに、乾電池やモバイルバッテリーが可燃ごみに入ることによる火災事故を防止するため、公共施設での無料回収の検討、自己搬入施設への緑ごみの回収日の拡充を検討しており、来年度に向けて準備を進めているところでございます。

今後も分別がより進む施策を検討し、可燃ごみの排出量の抑制に努めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 10番議員 小島ですが、大きく4項目について質問させていただきます。

そして、質問に入る前に執行部にお願いがあります。ちょっと苦情ですが、昨日原稿をもらったのは2時です。私は2週間以上前を出しているんですね。前回もなかった。すり合わせもなかった。これはやめていただきたい。やはりいい答えをもらうためにもすり合わせは大事なことです、このようなことが3度とないようによろしくお願いいたします。

1、水田、畦畔の草取りに補助をとということで、今年の夏は特に暑く、雨量も少なかった割に草が生え放題で困ったと農家の人たちの声が大きく聞こえてきました。草が道路にはみ出すことで交通の障害となり、大きく茂ると見通しが悪くなり事故につながるおそれも出てきておりました。

農地の所有者は、雑草が繁茂しないよう適正に管理する責任があります。しかし、近年は高齢化や人手不足で水田や畦畔の草取り等を守るのが難しくなっています。特に農業に携わる人たちには高齢化や担い手不足がどんどん進み、少し前までは当たり前だったみんなで草刈り、水路の手入れといった地域での合同作業が難しくなっているのが現状であります。こうした状況を放っておくと、農道や水路は荒れ、田畑や周りの環境も悪くなり、この問題は農家だけではなく岐南に住む住民にとっても損失となります。

そこで3点ほど質問いたします。

1、農業が持つ見えない価値、農業が持っている役割があります。田畑が雨水をためたり、水路や農道がきちんと整備されていれば、災害にも強くなります。町はその価値や役割を地域の支えとして捉えているのかどうか。

2、地域の農地や水路を皆で守ろうとする意思があれば、農地維持、環境保全といった活動をすることによって国の交付金の対象となります。例えば、多面的機能支払交付金を活用し質的向上を図る支援があります。まずは岐南町において、交付金、補助金の活用を含め、どこまで本腰を入れて対策を考えているのかどうか。

3、草刈り作業は重労働であります。農家の人にとっては高齢化や労働力不足で深刻な課題となっております。農家の負担を少しでも軽減し、草刈りの重労働を解消するため、農家の人たちの手助けになればと提案をしますが、水田、畦畔等の草刈り作業を1時間当たり1,000円から1,500円ほどを担い手である農家の人や元気な高齢者等に支払ってはどうか。毎年業者に多額の支払いをしておりますが、その人たちに支払ったほうがどれだけ効果的で美観もよくなり景観もよくなるかと思っております。先進的な施策の導入ともなりますが、その見解をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 小島議員の1項目め、水田や畦畔の草刈りに対して補

助金についての1番目のご質問、第1次産業である農業に対して、その価値や重要な役割を町は地域を支えるものとして捉えているかについてお答えをいたします。

農業は食料供給の基盤として日々の生活とは切り離せないものであり、また農地は緑地空間・防災空間としてまちづくりにおいて重要な役割を担っております。

本町におきましては、市街化区域の農地が大半を占めていることから、国の農業振興施策の恩恵を受けることができず、支援は限られておりますが、農事改良組合への支援、地域再生協議会への補助を行っているほか、学校給食における地域産農産物の購入促進事業を通じ、地産地消、食農教育の促進を行っています。また徳田ねぎ生産組合への支援を行い、徳田ねぎの普及にも努めているところでございます。今後も引き続き農業従事者、農協と連携を取りながら、岐南町の農業を支える一助となるよう努めてまいります。

続きまして、2番目のご質問、農地の水路を守るため、補助金等の導入を検討してはどうかについてお答えをいたします。

稲作における用水路の果たす役割は極めて重要であり、水田に必要な水を安定的に供給し、稲の生育を支えるだけでなく、雑草、病害虫の抑制など多岐にわたる役割を果たしております。

現在、用水施設の管理について、除草、水路内の清掃につきましては町内の各農事改良組合にお任せをしており、町は農事改良組合の活動に対する報奨金をお支払いしております。

また、町におきましても、用水施設を維持するため、農業者からの要望、苦情に対応できる限り速やかに対応し、農作物の栽培に支障を来さないよう努めております。このことから、別途補助金等を導入することは現在考えてございません。

続きまして、3番目のご質問、高齢化が進み、草刈りは大変な重労働である。産業を支える視点で町にできる解決策を問うについてお答えをいたします。

畦畔など田畑外縁部の除草は、日々の田畑の管理を行うための通路の確保、景観の維持、田畑の雑草繁茂を抑制するために必要な作業となっております。しかしながら、年々夏の猛暑は厳しさを増してきており、それに比例するように雑草が繁茂する勢いも増してきております。一方で、農業従事者の高齢化は進行する一途をたどっているほか、後継者不在のため管理が十分に及ばず、雑草が繁茂する農地が増加してきております。そういったことから、農事改良組合や農業者の手に負えない畦畔等の除草についての相談が町に多数寄せられており、現地を確認した上で、必要に応じ町で除草を行うなど対応をいたしておるところでございます。

この先も雑草等が繁茂する勢いは増すことはあれど衰えることはないと考えており

ますことから、農業者などからの相談に対し柔軟に対応できる体制づくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 1番と3番について再質問させていただきます。

岐南町は7.6という非常に狭い面積であります。その中で農地というのはどれだけあるか。市街化調整区域は6%から7%しかないんですよ。ほとんど家建てられます。市街化調整区域の中でも沿道サービス、例えばガソリンスタンド、病院、学校、保育園、喫茶店等建てられます。岐南町では建てられない地域はないんです。羽島のように本当に農業しかできないという地域はないんです。

そうした中で岐南町をくまなく歩いていると、本当に家がどんどんどんどん建っていきます。線状降水帯のように雨が降れば、今まで冠水したことのないような道路が冠水しているんです。なぜか。単純ですね。田んぼも埋め立てられて宅地になっているんですよ。今までは田んぼがため池になっていたんです。売る人がおるので仕方ないんですが、やはり地球温暖化のためにも、皆さんの環境のためにも、できるだけ農業のほうに力を入れてやってほしい、そんな思いであります。

少しでも農業があれば、この米騒動もそうですが、やはり田んぼというのは大事なことなんです。非常に少ない。このたった6%から7%しかないというのは、この地域では岐南町だけなんです。農業、農家を大切にしてほしいというのは、その一つもあります。やはり担当課として農業政策にどのような思いで肩入れし、あるいは岐南町の農家を助けるかという、その思いをどのように担っていくか、その考えを聞かせてほしい。

3番目のあれは、やはり時々喫茶店等あるいは道端で町民と話していても聞こえてくるのは、元気な高齢者がやることがない。カラオケも飽きた、喫茶店行くのもお金かかる。そんな声がいっぱい聞こえてきます、あちらこちらから。そうした中で、今でも岐南町を歩いていくと草がたくさん生えておりますが、業者に全て渡すのではなく、シルバーとも関係なく、いわゆる違った組織をつくっていただいて、岐南町の元気な高齢者の人たちにやってもらうという、そういう考えはないかということで質問いたしました。1時間当たり1,100円という答えが出ておりますが、1,000円以上1,500円以内で草を刈ってもらえれば、岐南町的美観にもつながるのではないかと。景観もよくなる、そんな思いで質問をいたしました。担当者にその思いはどう伝わったのかちょっと分かりませんが、再度答弁をよろしく願いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 小島議員の再質問にお答えをいたします。

農地は、住民の生活に安らぎや潤いをもたらす緑地空間、ご質問のとおり集中豪雨に伴う河川や幹線排水路への雨水の流入抑制、火災時における延焼の防止、あるいは熱の蓄積を和らげるヒートアイランド対策として大きな役割を担っていると考えております。以上のことから、既存農地につきましてはできる限り守っていきたいと考えてございます。

次に、元気な高齢者の活用につきましては、労働力不足解消や社会貢献、そして高齢者自身の生きがい創出につながると考えております。今後、高齢者の活躍の場を求める声が大きくなってきた際には、農協等関係団体と協議の上対応していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 2番目の質問をさせていただきます。

時間外勤務手当と時間外勤務等命令簿。これは何かというと具体的にちょっと話しますが、残業なんです。早朝あるいは時間終了してからの手当、これが時間外勤務手当といいます。それに基づいて残業すれば命令簿というのが発せられますので、それが決裁されて初めてお金が出るということです。これから言う問題は、その時期と法的に適正に手続がされた上で支払ったかどうかという2点なんです。その辺のところを頭に浮かべながら聞いていただければありがたいと思っております。

手続を経て未払いの時間外手当があれば、支払うことに何の異論や問題はありません。しかし、時間外手当の開始時期に大幅なそごがあり、労働時間として支払われた金額が1,092万という大きいことから問題視せざるを得ません。

10月議会で総務部長は、前町長が令和3年2月26日の部長会議において全部長に対し、朝礼について8時25分から必ずやるようにと命令を出され、その後の課長会議において職員へ伝達され、翌週の3月1日からその朝礼が実施されました。なお、この件についての証拠としてそのときの部長会議の資料がございましての答弁を聞きました。しかし、この資料を請求してみましたが、それが証拠としては驚きであり、真実とは程遠いものでありました。部長会議とは、副町長、教育長、全部長が出席し、課長では総務課長が議事を記録するために参加しております。このことを踏まえて質問いたします。

令和3年2月26日の部長会議で町長が命令を出したとありました。それを裏づける教育長及び全部長が課長会議に伝達した命令の文書または証拠を提出するとともに、総務課長の2月26日付部長会議議事録を提出してください。

2、命令に基づく朝礼が実際に開始された3月1日をもって判断するのが法令の適正な解釈とは何か。この適正な解釈を裏づける全課の資料、根拠となる証拠を出して

ください。

3、手当の支給開始日に誤りはありません。また手当を支給する決定について、前町長個人に法的に聞き取りや相談する必要は一切ないと判断しました。このような横柄で一方的な答弁を許してはならないのです。

ここで問題視するのは、やはり慎重を期すべき事案にもかかわらず、当事者に確認や聞き取り調査等を事前にしなかったことが問題であり、多額の税金が既に職員に支払われていることです。この判断に重大な瑕疵があり、これについて見解を求めます。

4、総務部長の答弁では、元部長が資料の中にメモ書きした、朝礼は必ず、終礼は必ずやってくれ（8時25分から）、を証拠と断定し、勝手な判断で朝礼については8時25分から必ずやるなりと回答しました。しかし、そのような文言はどこにも書いてありません。当時町長だった私も、答弁にあるような命令は出していないのです。部長のメモ書きを証拠資料としておりますが、証拠とする資料として容認できるものではありません。それを議会等の公の場で、私たち、私たちというのは前副町長、元部長の確認も取らず事実であるかのように公表し、私をおとしめるような行為は許しがたく、これに対する所見を。

5、時間外勤務は事前に命令簿によって命令されることが原則であります。この命令簿には、時間外勤務時間や所属長の氏名を記入し、捺印が必要であります。今回の朝礼に関する時間外手当の遡及支給の決定は、現在の町長の権限に属する事務として適正に行われた、10月議会においてそのような答弁がありました。では、遡及支給した証拠であるこの時間外勤務命令簿の提出を求めます。

6、命令簿による厳格な管理は、不正を防ぐためにも不可欠であります。命令簿もない勤務に対して手当が支給されたり、命令を受けずに時間外勤務し時間外勤務手当が支給されたならば、不正支給とみなされるのであります。この時間外勤務手当の支給について、納得できる説明をお願いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 小島議員の2項目め、時間外勤務手当と時間外勤務命令簿についての1番目のご質問、時間外勤務命令を裏づける文書や議事録の提出を求める及び2番目のご質問、朝礼の開始を令和3年3月1日とした根拠、証拠資料を示せにつきましては、関連がございますので併せてお答えをいたします。

今回の朝礼に関する時間外手当の遡及支給及び支給の契機となった朝礼の開始日につきましては、前回の定例会でお答えしたとおり、朝礼開始日直前である令和3年2月26日金曜日に開催された部長会議での前町長からの命令が根拠となっておりますので、その際の部長会議の資料を根拠としております。

3番目のご質問、手当を支給するに、当事者への聞き取りや調査などの確認をしていないと思われる。町の見解を問うについてお答えをいたします。

まず、町の意味決定プロセスに瑕疵があるか否かについてお答えをいたします。

今回の遡及支給の決定は、個人の主観的な行為に対するものではなく、地方公共団体である町が行政運営の継続性と法令遵守の観点から行ったものでございます。地方公務員法及び労働基準法に基づき、朝礼の実施命令が前町長の指示であったとしても、その命令によって生じた時間外の管理義務及び時間外手当の支給義務は、これは町が負うべきものであり、現町長はこれを履行する責務がございます。給与支払事務につきましては、現行の法令解釈と客観的な勤務実態に照らし、現時点での町長の権限の下で適正に行うべき業務でございます。

過去の命令を出した前町長個人に対して本決定に伴う法的責任や財政上の責任が個別に帰属するものではございません。したがって、決定に際して法的義務として前町長への聞き取りや同意を得る必要がなく、その点をもって決定プロセスに重大な瑕疵があったとは考えておりません。

次に、慎重を期すべき事案であるにもかかわらず確認を怠った、多額な税金支出であるとのこと指摘でございますが、本件の手当支給は不当な支出ではなく、法令に基づき過去に実態として行われた労働に対する未払いの対価を適正に支払うものでございます。

決定に至る過程では、朝礼の実施日や指揮命令の内容を特定するために、部長会議の資料など客観的証拠に基づいて詳細な事実確認を重ねました。その結果、令和3年3月1日から朝礼が開始され、当該時点から労働時間が発生していると判断しております。この判断は、労働基準法における使用者の指揮命令下に置かれている時間の定義と行政組織における客観的な命令系統を踏まえたものであり、法令の適正な解釈と運用に基づいております。

そもそも本件の本質は、過去に職員の時間外労働が行われていたのにもかかわらず、それを適正に把握し対価を払わなかった点でございます。今後二度とこのような事態が生じないよう、現町長の下、より一層適正な労務管理と法令遵守体制を徹底し、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

4番目のご質問、根拠とする資料に問題があると思われる。町の見解を問うについてお答えをいたします。

本件は、町の財政上の責任と労働法令の遵守という観点から客観的事実に基づいて適正に判断したものであり、前町長を不当におとしめる意図は一切ございません。当時の部長会議の資料に記されたメモ書きは、町といたしましては、朝礼実施の事実を

裏づける証拠の一つとして取り扱ったものでございます。

判断の根拠は、特定の個人によるメモそのものではなく、令和3年3月1日以降全職員が朝礼に参加していたという客観的な勤務実態と、それを裏づける当時の組織的な決定に関する記録を総合的に評価した結果でございます。

ご指摘のとおり、資料にあるメモ書きの文言は、朝礼は必ずやってくれ（8時25分から）であり、前回の町側の答弁における、朝礼については8時25分から必ずやるようにと表現は異なっておりました。この点につきましては表現の正確性を欠き、お詫び申し上げます。

しかしながら、やってくれとやるようにを同義に理解したのは、当該発言が指示系統の上位からなること、そして必ずという強い義務づけの表現が伴っていたことに基づきます。この指示は、部長会議や課長会議を経て、全職員に8時25分から朝礼を行うこととして周知され、結果として全員が当該時刻に朝礼に参加するという客観的な勤務実態につながっております。

法令の解釈において、組織のトップからの指示は、その客観的内容及び組織全体に対する影響力から、職員が拒否し得ない職務命令、すなわち指揮命令に該当すると判断するのが妥当です。

町が本件の資料を証拠として提示したのは、当時の指示の存在とそれに基づく勤務実態があったことを客観的に示すためであり、文書を意図的に作成したり、内容を真実に反するようにゆがめたりする作為は一切ございません。

今回の遡及決定は、過去に未払いのあった時間外手当を適正に払うことで法令遵守の責務を果たすことを目的としたものでございます。これは、職員の適正な労働環境を確保するとともに、町が負うべき財政上の責任を全うするための措置であり、特定の個人をおとしめる意図や目的は一切ございません。

議会での答弁は、公費を扱う行政として、住民と議会に対し、町が決定した対応とその証拠を説明するという極めて重要な責務を果たすものでございます。今回の決定は、当時の町長個人の問題ではなく、地方公共団体である町が負うべき責任に基づき、法令と客観的な勤務実態に照らし合わせて行ったものでございます。その証拠を議会に示すことは当然の責務であると考えております。

繰り返しになりますが、町は当時の客観的な資料や指示の伝達経路に加え、令和3年3月1日以降の全職員の勤務実態を重視し、労働基準法に基づく適正な判断として時間外手当の遡及支給を決定いたしました。

メモ書きの表現の正確性につき、ご指摘をいただいた点は真摯に受け止め、今後はより慎重な表現に心がけます。ただし、朝礼の実施命令によって労働時間が発生し、

手当支給の義務が生じたという法的判断の結論に変更はございません。

5番目のご質問、朝礼における時間外勤務命令簿の提出を求める及び6番目のご質問、勤務命令簿がない場合、勤務手当支給についての町の見解を問うにつきましては、関連がございますので併せてお答えをいたします。

結論から申し上げますと、本件の遡及支給は、時間外命令簿がない場合であっても、労働基準法及び判例の解釈に基づき適正に行われたものであり、不正支給には当たりません。

議員ご指摘のとおり、時間外勤務は原則として事前に所属長による命令簿に基づき厳格に管理されるべきものであり、町としてもその原則は理解してございます。これは、時間外を不正に防ぎ、職員の健康管理を行う上での不可欠なものでございます。

当時、朝礼の5分間は時間外勤務として認識されていなかったため、ご指摘の時間外勤務命令簿は作成されておられません。しかし、労働基準法における労働時間は使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により実務に従事した時間を指します。

今回の朝礼の5分間は、当時の町長による組織のトップからの明確な指示に基づき、全職員が8時25分から参加することが義務づけられていたという客観的な勤務実態が存在します。したがって、形式的な命令簿の有無に関わらず、実質的には使用者の指揮命令下にあった労働時間であると判断いたしております。

事前命令がない場合でも、客観的な実態として労働したと認められる場合に時間外手当の支給義務が生じることについては、最高裁判所の判例においても明確に示されております。

三菱重工長崎造船所事件（最高裁平成12年3月9日判決）など、複数の裁判例において、会社が労働者の実際の労働時間を把握していたにもかかわらず、その一部を時間外労働として認めなかった場合や事前の残業命令がなかった場合でも、労働者が使用者の黙示の指示により、客観的に労働に従事したと認められる時間については、これは使用者は時間外手当の支払義務を免れないという判断が示されております。

本件では、当時の町長の明示的な指示、必ずやるようにという指示によって朝礼が開始され、職員は勤務開始前の時間帯にその活動に従事しておりました。

町は、朝礼が令和3年3月1日から全職員が8時25分に開始していたという実態を客観的な記録により把握しております。したがって、命令簿という形式的な手続が不備であったとしても、実質的な労働の対価である未払いの時間外手当を法令に基づき遡及支給する責任があると判断をいたしました。

今回の遡及支給は、実態として行われた労働に対して、未払いの賃金を適正に支払

うという労働基準法上の義務を果たすための措置でございます。形式的な命令簿の不在をもって不正支給とすることは、職員が提供した労働力を否定し、賃金債権を失わせることになり、これは労働法令の趣旨に反するものと考えます。

町は、法令遵守と財政上の責任を果たす観点から、判例の解釈に基づき適正な支給を行ったものであり、不正支給とのご指摘には当たらないと判断しております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 再質問いたします。

先ほど質問しましたが、勝手な論理でやっぱりやっております。私の言っていることは正しいんです。本人ですからね。これからします。

まず、部長会議での議事録の提出を求めたのに提出がありません。前回の資料、根拠になる証拠を出すように求めたのに答弁がない。これに対する見解。

部長会議の資料でメモ書きの文言は、朝礼は必ず、終礼は必ずやってくれ。これは朝礼、終礼をやらない課があると元総務部長より指摘があったから、この場で町長、全部長に伝達してくださいという内容だったから、朝礼、終礼は必ずやってくれとお願ひだけのことです。8時25分からなんか一言も言っておりません。

それから、8時25分は、町長だった私が各課の問題や課題を聞くために、4月からのコロナの対応がありましたので、各課の意見や問題、課題を聞くために5分前に回るから、皆さんの課題や問題を教えてくれということで回ったんです。だから、8時25分というのは、11部署ある中で1課ずつなんです。1課ずつ。だから、私としては11日、課の人は1日だけです。1日だけ。全職員が朝礼に間に合うように参加しておりました。それは当たり前ですよ。8時半からですよ。そんなことは僕は一つも言っておりませんよ。8時半。だから僕は11部署を回った後も8時25分には必ず来ていましたので、どんどんどんどん遅刻しておりましたよ。名前を挙げると切りがないから一人も言いません。たくさんおりましたよ。8時25分過ぎてもどんどん来ておりました。全員が参加しているなんてとんでもない話ですよ。調べもしていないんですよ。大体僕が復帰してから職員に会っても、その話は聞いていませんというように、みんなです。否定したのは一人もおりません。

朝礼は8時半から、町長の言われた、僕も言った、言わないと言わない。途中から言っています。町民の皆さんが外で待って見えるので、もう見えた時点で玄関のドアは開けてくれるように。電話が鳴ったら取るように。朝礼をやっておると取れないですよ。それではいけない。だから朝礼は8時25分前にやってほしいと。8時半から仕事をすれば町民からも苦情がないだろうと。そういう趣旨の下で、途中から8時25

分でお願いした。全部長も誰も反対しませんでしたよ。その後、課長会議の中においても反対はなかった。聞いたから導入したんです。

そもそも根本が間違っているんですね。私にも聞かない。当時の副町長にも聞かない。メモを書いた部長にも聞かない。これでこのメモ用紙が正しい。客観的、客観的と言いましたが、それなら具体的にはどうなんだ。私が言っているのが具体的なんですよ。1,092万も払っておいて、客観的で当事者にも聞かなかった。こんなことがありますか。こういうことは許されないんですよ。

8時半からというのはずっとやっていました。コロナが落ち着くまでは8時半から。25分ということはあり得なかったです。今も言いましたが、役場副町長や前の元副町長、元部長に聞いていないですが、私は労務に確認しております。さきも言いましたが、私本人がその時期、会議においてそんな命令は一つも発しておりません。赴任してまだ2か月、3か月のときで、コロナがすぐに降って湧いたような大騒ぎでした。その中で朝礼がどうたらこうたらという話ではないんです。先ほど言いましたように、元部長が、本来やるべき朝礼、終礼をやっていない課があるから町長から言ってくださいと頼まれたから。

なぜそのことを彼は覚えているかという、最初に11部署の中で行ったのは教育委員会だったんですね。僕が8時25分に行ったら、決めたのは総務部長ね。教育委員会に行ったら当時の責任者がいなかったんですよ。だから社内電話で、部長、これ課長おらへんけどどうなっておるんやと。え、そんなことはありませんと言って飛んできたんですね、3階から2階へ。ほんならいなかったんです。8時半からで。8時半に来たんですよ。そんな話は聞いておりませんと。それはおかしい。それを言ったんです。

11部署を回るのは前の部長が決めたから順番に回っていきますよと。それが8時25分だったんですよ。先ほどから8時25分から3月1日からやっておりましたよと。証拠がありますと、なら全部出してくださいよ、そうしたら。全職員の。私、復帰した中で聞いたけれども、8時半からやっていましたと言っていましたよ。本人が言っていないと言っておるのに、客観的証拠、客観的証拠。何ですか。だから具体的な証拠なんですよ。

事実を証明する。それにはメモ書きを証拠資料とすること自体が間違っているんですよ。これに関して再度真摯な答弁をお願いいたします。

そして、先ほど三菱重工の判例の云々といって出してきましたが、公務員と民間は違うんですよ。民間は時間外手当もらえないといって訴訟を起こしても、それは労働基準法にあるんですよ。いわゆる36協定とかいろんな協定があります中で訴えること

もできますし。しかし公務員はそうではないんですよ。きちんとした命令簿がないとやれないということです。それを踏まえて本当にもう一回言いますが、メモ書きを書いた元部長に確認しないで証拠とした。これで作為は一切ないと。法的根拠とは何だ。それをお尋ねしたいんですよ。法的根拠。

公務員は時間外手当に不服があるときは、いろいろな手はありますが、明文化されている中で、地方公務員法第204条第2項、第3項にあります。各市町村においては、条例に基づいて時間外勤務手当のことに書いてあります。明文化されております。こういうことも調べずに勝手な論理でやっておるんですよ。本当に聞いていて、ちょっとうんというのも何回もありましたが、ちょっとこらえておりましたけれども、今も言ったように、これで作為は一切ないと書いておりましたが、法的判断の法的とは何かお尋ねしたい。

判例の解釈とは何かということではありますが、時間外勤務命令簿もなくとも支給できる例外は、命令権者、時の町長ですね、これを容認し追認した場合のみです。命令権者は認識や容認もしておりません。命令簿がない場合、原則として時間外手当は支払われないんです。それは、公務員の時間外勤務は事前に命令されることが基本であるからです。突然降って湧いたような命令はないんです。だから命令書がない場合、たとえ長時間働いても原則として時間外勤務とは認められず、手当も支給されません。命令簿もなしに手当を支給することはやはり不正支出とみなされるのです。時間外手当の支給は公費で行われるため、適正な予算執行と説明責任が求められます。命令簿による勤務記録は非常に重要なのです。

時間外手当の支給は、先ほども言いましたように明文化されており、時間外勤務命令簿によって初めて支給されます。先ほど時間外勤務は命令簿に基づき厳格に管理されるべきもので、その原則は理解しておりますとありましたが、それにもかかわらずこの大切な法令手続を怠り、形式的な手続の不備として片づけることは、事が重大ゆえに許されることではありません。事実を確認できる命令簿もない。また命令権者が認識や容認もしていないのに支給されております。

冒頭に言いましたが、命令した後は、これは職員もいただいていいんですが、勝手な判断で勝手な手続でやっておる、これが問題なんですよ。一言聞けばよかったのにもかかわらず、法的に一切聞く必要はないと。ちょっと横柄じゃありませんか。一言聞いておれば別に何にもなかったはずですが、やはりこれだけの1,092万という大金を皆さんの税金を使った、そして町にも損害を与えるかもしれないという中で、法令を無視し、勝手な判断と思い込みで支給された時間外手当の支給は不正受給と疑われても仕方がないもんです。その見解をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 小島議員、再質問が何だったのかがちょっと分かりにくいので、明確にちょっと幾つあったのか。

○10番（小島英雄君） そんなら要点だけちょっと言いますわ。

簡略化して。証拠となるというのは、これは証拠とはなりません。これは裁判になっても多分違います。メモ書きです。書いた本人も違うと明確に言っております。そのことはよく覚えております。私自身が言ったと、部長がね、朝礼や終礼をやっていないから、部長会議の中で必ずやるように言ってくださいと頼まれたんですよ。え、そんな課があるのという話で、部長会議が始まったときに、冒頭に必ずやるようにというのを念を押したんですよ。8時25分じゃないんですよ。だからそんな見解が間違っているから、勝手な思い込みで3月1日から、令和3年2月26日の部長会議で、令和3年3月1日から8時25分から来ていると言っていましたので、それは違うと。

僕は、先ほども言いましたが8時25分に来ましたので、いつも。僕よりも遅く来る職員がいっぱいおりました、その時点でも。それでも平気で皆さん全員参加した。それは8時半からですよ。8時半からです。そのときに8時25分とは言いません。言っていないし。だから、それは不当な不正受給と言われても仕方がないよという話です。だからその見解。

服部部長は8時半から職員は全員参加して、8時25分から参加していますようなことを言いましたので、それは違うと。その見解ですよ。言った本人、メモ書きした本人も違うと言っていますし、前の副町長も違うと言っています。そんなことです。前の、僕のこと町長ね、町長は言っていないでしたよとはっきり言ってくれましたので、そういう裏づけを取っていないくて、平気で物事を議会あるいは文書で発信する、これは許されていいものかどうかということですよ。

本当に働いた対価は僕は払うなどは一言も言っていない。だから、その辺の8時25分なのか8時半なのか。3月1日から始まったのはどうなんだ。皆さんの、そうしたら命令簿を見せてくださいよ、証拠となる。それがあつたら納得できますよ。絶対あり得ません。

だから8時25分なのか、3月1日に職員が朝礼参加したのは8時25分なのか、8時30分なのか、明確に答弁をお願いいたします。偽りは駄目ですよ、偽りは。

○議長（加藤雅浩君） 小島議員、ちょっといいですか。

おっしゃることは分かるんですけど、質問が、何を……。

○10番（小島英雄君） ご無礼しました。

やっぱり解説しないと何だとなるといかないもんで、やはりこれは大事なことで、解説を加えて話しておるのでありますので、やはりはっきり言って、命令簿も

なしに、公務員というのは事前に通告して、残業ありますよと、所属長の容認する印鑑とか署名が要るんですよ。それなしでやったということですので、命令簿もなしに支払われた手当は不正受給ではないかということなんですよ。

民間と、先ほど言われた三菱重工だったかな、あの話と公務員とは全然違います。民間と公務員は違います。そうしたら教員はどうなるんや、消防職員どうなるんや、警察官はどうなるんやということになってくるんですよ。その意味で、命令簿なしに手当を支給したことについてどう思っているかと。

だから、もう一つは、あと3つ目は、命令権者が認識も容認もしていないのに払ったと。これについてどう思っているか。この3点でいいです。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 小島議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回、町がその主張の根拠として重視しているのは、部長会議のメモではなく、そのメモに記載された、朝礼は必ずやってくれ（8時25分から）ということ客観的にその事実を基に判断しております。ですからメモがなくても、結局その指示が全職員に伝達され、職員が決まった時刻に決まった行動を取った時点で、基本的には指揮命令下の配下に入っているということになりますので、それについては労働時間としてカウントしなければならないという判断をさせていただきます。

その指示が、当時順次課を回るためという限定的な意図であったとしても、その指示によって職員全員が早出の義務が生じたという実態がある以上、遡及して手当を支給したことは、適正な労働管理の観点から妥当な判断であったと考えております。また、たとえ当該指示が特定の課に向けられたものであったとしても、町長の指示が部長会議で共有され、それが全庁的な運用として定着していたのであれば、それは黙示の指示による労働時間としてみなされます。

最後に、三菱重工長崎造船所事件の裁判の関係の質問をいただきました。

この件につきましては、最高裁の判例、2000年は、これは日本の労働法における労働時間の定義を確定させた非常に重要なものがございます。判決では、労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間を指すと定義されました。そして、その判断基準については2つございます。

1つ目に、就業規則や命令簿の有無といった形式ではなく、客観的に見て労働者が使用者の指揮命令下に置かれていたかどうかで判断する。2つ目に、明確な命令簿がなくてもやらざるを得ない状況であれば、これは黙示の指示があったとみなされると明確にされております。つまり、この2つがあった場合というのは労働時間としてみなすという、これは最高裁の判例でございます。これは地方公務員も労働基準法第32

条、労働時間の規定は原則として適用されます。最高裁で示したこの労働時間の定義は労働基準法全体の解釈の方針であるため、公務員だけ例外にする理由がございません。実際に公務員の過労死裁判であるとか残業代請求訴訟においても、この三菱重工業長崎造船所事件の理論を引用して、命令簿がなくても労働時間であると認定した判決が多数存在してございます。

三菱重工事件は、これは何をもって労働時間とみなすかという労働基準法の解釈を最高裁がお示ししたものでございます。地方公務員にも労働基準法が適用されている以上、最高裁の確立した法理を無視して、命令簿がないから労働ではないと判断するのは、これは法的リスクを抱えることになります。つまり、命令簿がなくても実際に指揮命令下であれば労働時間とすることは、これは現在の司法判断の主流に沿った正しい解釈であると認識しております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 10番 小島英雄議員。

○10番（小島英雄君） 盛んに三菱重工か何かかんか言いましたが、これは何回もあったが一般なんです。公務員としては適用された、そんな事実ないんです。やはり命令簿があって初めて支給されると、判例と今のやつだって明文化されているんですよ。過去にもそんな例はないんです。一般のことを書いて皆さんにも同意させておりますが、公務員には当てはまらないんですよ、この事例は。それを三菱重工、三菱重工。

例えば大阪のほうでよくもめていますが、あっちのほうの事例で出すならまだ分かりますが、やはり命令がされた以上、町長が言えばそれが命令になりますが、指示でも命令と伝わりますけれども、やはり黙示された、黙示してそれが指示だと思う。そんなこと言っていないとさっきから何度も言っているじゃありませんか。10月議会ではメモ書きが証拠書類としておりますと言いながら、今何と言いました。そんなこと言いませんでした。必ずやれ、それが証拠だと。10月議会ではっきり言いましたよ、メモ書き書類が証拠書類だと。何を言っているのかさっぱり分かりません。

だから、その場その場のことを言って、時間が来ればそれで終わりという考え方なんです。僕もあまり時間がありませんけれども、本当に残念ですが、やはり対価として払うのは一切僕はもう不平は言うておりませんし払うべきだと思っておりますが、不当に支払った支給は、これはやはり町に損害を与え、町民にも損害を与えるということですので、やはり慎重に論議されるべきであったと。その上で、行政側が言うておるのが正しいければそれは仕方がないし、私のほうが正しいと言っているんですよ。元副町長や元部長たちにも聞き合わせしてきているんですよ。言った本人がここにおいて具体的な例を出しておる。客観的、客観的ばかりですよ。

何でかという、やっぱり具体的にどうなんだということが大事なんです。違う事例を出して、そんなまやかしのようことを持ってきたら駄目なんです。それについて答弁してくれるなら、私はそれなりに理解します。何ですか、三菱重工。公務員とは違うんです、はっきり言って。

その辺のところを含めて、やはりこれからも、なら言っておきますが、しっかりと、分からんときはお互いに聞き合わせする。先ほども言いましたように、2時に持ってきた。前回はなかった。大変なんです、僕も質問をつくったりなんかするのも。2週間前を出しておってこんな事態ですよ。だから、そういうことにならないようにしっかりと打合せしてやればこういうこともなかったんですが、やはりもう出た以上はしっかりと最後までやりますので、これはやはり徹底的にやりたいと思っていますので、質問の答えはしなくとも、時間がないもので、よろしく願いいたします。

- 議長（加藤雅浩君） 小島議員、ここは質問をする場なので、質問をしてください。
- 10番（小島英雄君） やはり私が言っているのが正しいので、8時半から朝礼をやっていたのは間違いありません。また、はっきり言ってしまうと駄目ですので、そちらでやってください。私が指示したのは令和3年3月ではありません。2月ではありません。コロナが落ち着いてからです。落ち着いたから、町民の皆さんの意見を聞いていろいろやったので、そこが大きく違いがあるんですよ。支給年月日、それから支給した理由、この2つが大きく違うんです。

だから、当事者が言っているのも間違いはないと思いますよ。彼は客観的、客観的ばかりです。証拠としているものはないんですよ。先ほどメモ用紙が10月議会では証拠と言っていたんですが、さっきも言ったけれども、それではなくてまた違うことを言いましたね。そうではなくしてと言って。変わるんですよ。だからしっかりとその辺のところを認識していただいて、こうなんだというなら分かりますが、不確定なことを言わないでください。以上です。

- 議長（加藤雅浩君） すみません、小島議員、質問は何やったんですか。
- 10番（小島英雄君） だから、質問は、8時半からやっているから、それについてどう考えているか。8時25分じゃありません。よろしく。
- 議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。
- 総務部長（服部貴司君） 小島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの再質問のほうで少しお答えをし忘れましたが、議事録というものは、すみません、メモで止まっておりますので、議事録はございません。ただ、このメモについてはあくまでも証拠の一つとして取り扱っておりますので、そのメモがあったから結局実際に25分から始まったという、職員の勤務実態を裏づけるものでございます。

ですので、全ての職員のパソコンからタイムラグを取って、全職員が25分より遅れていればその時間からカウントしておりますし、25分以前に来ている職員というのは、必ず全職員の出勤を確認した上で支払ったものでございますので、そのような形でお支払いのほうさせていただいております。以上です。

○議長（加藤雅浩君） ここで昼食のため暫時休憩といたします。午後1時より再開いたします。

午前11時30分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

一般質問を続けていきます。

改めて質問者に申し上げます。

伝聞や憶測など根拠に乏しい発言は避け、質問は簡明にしてください。

理事者の答弁時間も考慮し、持ち時間内に収まるよう発言をしてください。

不適當、不穩当な言辞があったと認められるときは、議長職権により発言の取消しを命じることがあります。

執行部側に問いかける発言以外に、持論の展開や出来事の紹介などが多くならないよう注意してください。

それでは再開いたします。

4番 長谷川 淳議員。

○4番（長谷川 淳君） 4番議員 長谷川です。

まず最初は、10月議会でちょっと私一般質問を通告しておりましたが、インフルエンザにかかってしまいまして、一般質問もちょっと欠席させていただきました。そのことについて、関係各所の方にまず冒頭おわびを申し上げさせていただきます。

それでは、大きく3項目について分割質問にて質問をさせていただきます。

1つ目、投票率の向上を目指して。

9月7日に行われました岐南町議会議員選挙の投票率は、2009年以来16年ぶりの選挙にもかかわらず、投票率は41.48%でした。前回よりも16.15ポイントも投票率が下がっています。2024年4月14日に行われた町長選挙も、あれだけ連日メディアをにぎわせていたにもかかわらず、42.7%と低調な投票率でした。

過去にも私は一般質問で投票率を向上するための質問をさせていただきましたが、直近2回の選挙において改善が見られないので、もう一度取り上げさせていただきます。

まず、私は選挙公報を取り入れるべきであると思います。理想はお金をかけてでも全戸配付を目指す。ポスティング業者に頼めばいいと思います。これは民主主義のための大事な必要なコストであると考えます。もし全戸配付が難しい場合でも、ホームページ上での掲載、投票所や公共施設だけでも配布すべきであります。また、無投票の場合、選挙公報の発行を中止すると公選法には書かれていますが、ホームページ上のみ掲載することまでは禁止してはいないように読めるので、もし法的に可能であれば、このような先進的な取組も行ってはどうでしょうか。

そこで1つ目の質問は、町長選、町議選でも選挙公報を発行すべきでは。

2つ目の質問は、投票区を見直し、分割、増設すれば、投票所までの距離がより近くなり足を運ぶ人が増えます。また必然的にポスター掲示場の総数も増え、選挙の機運がより高まって投票率向上が見込めると考えます。

そこで2点目の質問は、投票区を増設し、利便性の向上とポスター掲示場の増設のために条例を改正すべきでは。

3つ目は、ポスター掲示場の設置場所の問題です。

例えば厚八グラウンド西側や平成6丁目等、町境にポスター掲示場があったり、平成6丁目には近くに総合体育館にもポスター掲示場があります。また平成やみやまちは有権者が少ないエリアであります。それぞれ2か所ずつポスター掲示場がある一方、北東部の上印食・三宅エリアは平成地区の約10倍、みやまの約5倍の有権者にもかかわらず、上印食に1か所、三宅に1か所の計2か所しかポスター掲示場がなく、人通り等も考えると、単純に人口のみで掲示場の多寡は論じられないとはいえ、明らかにアンバランスではないでしょうか。

本来はポスター掲示場を増設して是正すべきですが、増設がもしも難しいのであれば、人通りはもちろん有権者数にもっと配慮したり、空白地帯をなくす等配置を見直すべきであると考えます。

そこで3点目の質問は、ポスター掲示場の設置場所を見直してはどうか。

そして、最後は期日前投票所に関してです。

現在の役場に加えて、東小校区と西小校区にも新たにそれぞれ1つずつ設置し、計3か所にしてはどうかと考えます。

そこで、4つ目の質問です。期日前投票所を増設すべきでは。

以上4点、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 長谷川議員の1項目め、投票率の向上を目指してについての1番目のご質問、町長選、町議選でも選挙公報を発行すべきではないかについてお

答えいたします。

選挙公報の発行については、国政選挙及び知事選挙においては発行が義務づけられておりますが、市町村長や地方議員の選挙については、各自治体の判断に委ねられております。

現在当町では、町のホームページにおいて候補者の選挙事務所の所在、ウェブサイトのアドレスを掲載し、選挙人自身が各候補者の主張や公約などの情報を取得する形で運用をしております。

選挙公報が候補者の主張や公約を選挙人に伝える重要な手法であることは認識いたしておりますが、その実施に当たりましては、告示期間が5日間と大変短く、選挙公報発行から配付まで迅速に行わなければならない点に大きな課題があると考えております。

今後は、先行自治体の例を参考に電子データを活用することも念頭に置き、選挙管理委員会において協議、検討してまいりたいと思います。

2番目のご質問、投票区を増設し、利便性の向上とポスター掲示場の増設をすべきではについてお答えをいたします。

現在、投票区は、人口規模に対応した投票区適正化の観点から、各小学校に1つの3投票区を設置しております。投票区を増設することは、選挙人における選挙の利便性の向上が期待できる反面、投票管理者や投票立会人、選挙事務従事者などの人員確保や会場の確保、それに伴う執行経費の増加などの懸念点が挙げられます。

また、投票区の変更に関しては試行的に始めることが非常に困難で、その実施には人口推計などを踏まえた慎重な議論を要するものと考えております。

なお、ポスター掲示場につきましては、公職選挙法第111条により、投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積に応じて設置数が定められており、現在当町においては、第1から第3投票区までの3投票区のそれぞれ8か所と、規定の上限である計24か所にポスター掲示場を設置してございます。

3番目のご質問、ポスター掲示場の設置場所を見直してはどうかについてお答えをいたします。

前の質問でお答えいたしましたとおり、選挙執行の際には、町内24か所にポスター掲示場を設置いたしております。今年度は、そのうち1か所のポスター掲示場の場所を見直しいたしました。これまで設置していた遊歩道は人通りが少なく、選挙人の目に触れる機会が少ないという懸念から、遊歩道近くの公民館施設前へ移設したものでございます。この見直しを行ったことにより、通行人に加えて施設利用者の目にも触れることになり、効果的な周知が図れたと考えております。

ただし、ポスター掲示場の設置場所につきましては、従来の場所や慣れ親しんだ選挙人もあることを念頭に、選挙人の意見や視点を取り入れ、その変更には慎重な判断が求められます。今後は、町のホームページや広報紙ほか様々な手法により、ポスター掲示場設置場所に関する意見や新たに設置可能な場所などの情報収集などを行うことを検討してまいります。

4番目のご質問、期日前投票所を増設すべきではについてお答えをいたします。

当町の期日前投票所は岐南町中央公民館に開設しております。今年7月執行の参議院議員通常選挙におきましては、全国で期日前投票者数が2,618万人、投票率は国政選挙では過去最多の25.1%に及び、期日前投票の認識が進み意識定着が見られます。当町におきましても、同選挙における期日前投票者数は前回は1.32倍の5,898人。今年9月執行の町議会議員選挙における期日前投票者数は、前回は2.14倍の3,135人と増加傾向でございます。

期日前投票所を増設することは投票率の向上につながる可能性もございますが、長期間の複数会場の確保と設置する職員の増員確保、それに伴う執行経費の増加といった懸念材料がございます。加えて、投票機会の公平性を担保する観点から、増設には東校区、西校区の2か所を開設する必要性も検討しなければなりません。このため、直ちに期日前投票所の増設により対応することは考えてはおりませんが、投票者数が多い投票日前日は、会場における混雑を解消すべく人員を増強するなど対応していく所存でございます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 4番 長谷川 淳議員。

○4番（長谷川 淳君） 今答弁いただきましたが、特に4つのうち選挙公報とポスター掲示場の設置場所の見直しは比較的簡単にできると思いますので、前向きな答弁もいただけたと思いますので、早期に改善していただきたいと思います。

それでは、2項目めに移ります。

ごみにまつわるエトセトラ。

粗大ごみの自己搬入施設への持ち込みも始まりました。そして、いよいよ令和8年4月に向けての準備も大詰めを迎えていると思います。ごみ処理有料化に伴う説明会では、多くの質問を町民の皆様からいただいたと思います。しかしながら、現在の進捗情報が町民の方にあまり伝わっていないのではないかと思います。現に、つい先日ごみ袋っていつまで延長して使えるのという問合せや不法投棄などの対策、また自己搬入施設に対する問合せを私自身数多くいただきました。

そこで5点質問させていただきます。

1つ目、ごみ袋の形状、材質、色は決まったか。

2つ目、粗大ごみ持ち込み施設周辺の交通安全対策はどうなっているか。

3つ目、旧ごみ袋はいつまで使えるか決まったか。

4、粗大ごみの持ち込みに関して、交通弱者の方への支援はあるのか。

5、生ごみの不法投棄の中身を確認して個人を特定し、再発防止に努めているか。

以上5点、答弁よろしく申し上げます。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 長谷川議員の2項目め、ごみにまつわるエトセトラについての1番目のご質問、ごみ袋の形状、材質、色は決まったかについてお答えをいたします。

令和7年3月議会において、岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例が改正されたことに伴い、令和8年4月から家庭ごみが有料化し、指定ごみ袋が変更になります。

前回の議会において、令和7年度岐南町一般会計補正予算における債務負担行為の補正で、指定ごみ袋製造保管等業務を計上いたしましたのは、当該業務を令和7年度から令和8年度にわたる2か年で行うことによるものでございます。補正予算を可決いただきましたので、現在、業務の実施に向けて準備を進めております。

町では、これまで指定ごみ袋の変更のため様々な調査と研究を行ってまいりました。実際に近隣の市町のごみ袋を入手し、形状や材質、色の検討を行い、新しい指定ごみ袋の仕様を決定いたしました。新しいごみ袋は、可燃ごみ袋（大）と可燃ごみ袋（中）の2種類を製造いたします。現在製造を予定しております仕様につきまして、サイズ大は65センチ掛ける80センチ、中が50センチ掛ける70センチです。容量に変更はございませんが、マチがなくなります。それぞれのサイズは大きくなります。手持ちはございます。材質はこれまでと同様に高品質なもので、高密度ポリエチレン50%、低密度ポリエチレン50%、強度はJ I S規格に準ずるものとし、厚さは0.04ミリでございます。袋の色は乳白色半透明で、内容物が目視で識別できる程度のものとし、緑色で文字印刷を行います。

現在受託業者と協議を進めており、令和8年1月までに製造を行います。なお、新しい指定ごみ袋は令和8年2月頃から販売開始を予定いたしております。

続きまして、2番目のご質問、粗大ごみ持ち込み施設周辺の交通安全対策はどうなっているかについてお答えをいたします。

令和7年3月議会において岐南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例が改正されたことに伴い、令和8年4月1日から家庭ごみが有料化し、それに伴い粗大ごみ、すなわち不燃ごみ及び燃える大型ごみの出し方が、これまでの自治会ごとの収集から町内1か所の拠点回収場への自己搬入へと変更になりました。

自己搬入施設は岐南町平成地内において開設し、令和7年9月に完成、10月から運用を開始いたしております。

交通安全の対策といたしまして、開設時間を午前9時から午後2時までといたしました。これは、自己搬入施設が岐南中学校の生徒の通学路と隣接していることから、通学時間を避けて設置したものでございます。

次に、予約につきまして、自己搬入施設への搬入車両で周辺道路が混雑することがないように、1件当たりの時間に余裕を持って予約の受付をいたしております。あわせて、自己搬入施設の動線につきましても、搬入する方がスムーズにごみ出しの排出を行うことができるよう、施設の西側から進入し、東側に退出する一方通行といたしております。退出時は、交通量の多い北側の交差点での事故防止の観点から、右折にて退出いただくようご協力をお願いいたしております。

また、交通量の増加も予想されることから、道路管理者とも協議を行い、自己搬入施設への進入する直近の路肩や隅切りを改修し、円滑に通行ができるよう、次年度に向けて道路整備の準備も進めているところでございます。自己搬入施設につきましては10月より利用を開始しておりますので、利用状況を確認しながら今後もよりよい施設の運営を図ってまいります。

続きまして、3番目のご質問、旧ごみ袋はいつまで使えるか決まったかについてお答えをいたします。

現在の緑色のごみ袋につきましては、これまでご案内しておりますとおり、令和8年4月からはご利用いただけません。住民の皆様には、計画的な購入と使用をしていただくよう、広報紙やごみ収集計画表などでお願いをいたしております。

指定ごみ袋の変更に伴い、令和8年3月まで現在のごみ袋の店頭在庫がなくなることのないよう、町の商工会指定ごみ袋取扱小売店と連携し、販売を継続してまいります。なお、新しい指定ごみ袋につきましては、令和8年2月頃から販売を予定いたしております。

続きまして、4番目のご質問、交通弱者の方への支援はあるかについてお答えをいたします。

令和8年度からのごみ有料化に伴い、これまでの自治会ごとの収集から町内1か所の拠点回収所への自己搬入と変更になりました。町では、自己搬入施設への搬入が困難な家庭から排出される粗大ごみの戸別収集を依頼する高齢者等の世帯に対し、戸別収集の費用負担を軽減することを目的に支援策を検討いたしております。

支援の概要といたしましては、高齢者のみ世帯、障害者や要介護者を含む世帯などを対象に、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼した粗大ごみの戸別収集に係る

収集運搬費の一部を助成するものでございます。この事業は令和8年4月から開始を目指し、現在助成要綱の策定を進めており、令和8年度予算に当該事業の予算を計上いたします。粗大ごみの自己搬入困難者支援策により、ごみ有料化に伴う住民の不安を解消し、対象となる高齢者などの世帯に対し、戸別収集の費用負担軽減をいたします。

続きまして、5番目のご質問、不法投棄の中身を確認して個人を特定しているかについてお答えをいたします。

8月、9月で粗大ごみの自治会ごとの収集が終了し、10月から自己搬入施設での収集が始まりました。自治会ごとの収集が終了したにもかかわらず粗大ごみが出されることがないように、7月の自治会長会議にて町で作成した周知看板の設置についてお願いし、9月当初で全ての自治会で周知看板の設置が完了いたしました。

しかしながら、周知看板を設置しても不法投棄が全てなくなるわけではございません。自治会ごとの収集日以外に不燃ごみが出されることや、ごみの分別がされることがなく可燃ごみの収集日に出されること、また町で収集できないタイヤや消火器等が出されることもございます。そのような場合、町では不法投棄の中身を確認し、個人が特定できる場合は連絡を取り、有料で処理するよう指導をいたしております。今年度では3件個人を特定し、有料にて処分することとした事案がございます。

今後も不法投棄がなされないよう、住民への周知徹底、監視に注力しながら、ごみの有料化への理解、指導に努めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 4番 長谷川 淳議員。

○4番（長谷川 淳君） 2点再質問させていただきます。

2つ目の質問に対して、まず再質問させていただきます。

交通安全対策という面で、プラスで国道22号線と羽島用水が交わる高架下の東西のすれ違えないところですね。交通をスムーズにするためのカメラとディスプレイを設置したらどうかというのが1つ目の再質問です。

2つ目は、3つ目の質問に対してですが、自治会などで現在大量にごみ袋を保有している場合、使い切れない懸念があると思いますが、何か対策は考えていますでしょうか。

以上2点、再質問の答弁よろしくお願いたします。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 長谷川議員の2項目め、ごみにまつわるエトセトラに関する再質問の1つ目についてお答えをいたします。

自己搬入施設に持ち込みされる車両によって周辺道路が混雑することを避けるため

に予約制を導入し、運用を行っております。また、令和8年4月から粗大ごみが有料化となることから、現在の無料期間よりも予約件数が減り、今現在より混雑することが少なくなる見込みでございます。

しかしながら、自己搬入施設の行き帰りに使用される国道22号線の高架下道路は、議員ご指摘のように自己搬入施設へ来る際も帰る際も相手側に車両がいることが分からない状態で進入するため、地下道へ入って初めて逆方向から車が侵入してきていることが分かる場合がございます。自己搬入施設への行き帰りに使用される道路でもあることから、地下道の相手側が分かるようなディスプレイ表示等については、今後の本格運用の状況を鑑みて、道路管理者と協議の上、検討していくことといたします。

続きまして、長谷川議員の再質問2つ目、現在の指定ごみ袋の使用方法についてお答えをいたします。

現在使用している指定ごみ袋は令和8年3月31日までの使用で終了し、4月1日からは2月より販売開始される新たなごみ袋へと切替えになります。自治会では大量にお持ちの指定ごみ袋があるというお話は聞いておりますが、有料化の目的はごみの排出量削減でありますので、4月以降に使用することはできません。

ただし、奇数月の第3日曜日の清掃の日などに自治会やボランティアで実施されます清掃活動においては、年度当初に各自治会にボランティアシールを配付し、どのような袋であってもボランティアシールが貼ってあるごみについては町で回収するようにいたします。その際に、現在のごみ袋が大量にある場合はそこで使用していただくことは可能でございます。

また、災害時のいざというときに、45リットルのごみ袋は簡易トイレとしての用途や衣類や靴の防水・防寒対策にも使いますので、ある程度は防災用のストックとして保管していくことも有用ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 4番 長谷川 淳議員。

○4番（長谷川 淳君） これ以外にも、運用していく中で4月からまた様々な問題が起きてくると思いますが、私も町民の皆様の声を届けますので、またその都度いろいろ協議して対応していただければと思います。

それでは、3つ目の質問に移ります。

総合体育館の空調問題。

先日、2名の町民の方からご要望をいただきました。

1人目の方はお子さんがバスケをやっているのですが、総合体育館を使用する際、夏場は暑くて熱中症が心配なんです。どうにかありませんかというお話でした。2人目の方は、フレイル予防として総合体育館のトレーニング室を使いたいが、熱中症が

心配で使えないよというお話でした。

この問題はちょっと前に要望をいただいたので住民部長とも一回お話をさせていただきましたが、部活動の地域移行化やフレイル予防、または指定管理の問題等多岐にわたってきておるのかなと思いますので、一度議場で行政側の答弁をしっかりといただき整理したほうがいいのではないかと思ったので、取り上げさせていただきました。

ちなみに、先日、岐阜市の12月議会において浅野議員の質問で、岐阜市の市民体育館のエアコン設置の要望に関する一般質問があり、それまで岐阜市はつけないよという慎重姿勢だったんですが、防災拠点とかの観点から令和8年度の新年度予算に向けて前向きに、16施設中9施設とか、数字はちょっとごめんなさい、アバウトなんですけど、それぐらいの感じでちょっと前向きに検討するという、初めて前向きな答弁が出たという新聞記事やSNSを見ました。

そこで3点質問させていただきます。

1つ目、そもそもなぜ空調設備が導入されていないのか。

2つ目、本格的な空調設備の導入はできないのか。

3つ目、簡易的なスポットクーラーやヒーターなどはすぐ導入できるのではないのか。

以上3点、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 長谷川議員の3項目め、総合体育館の空調問題の1番目のご質問、そもそもなぜ空調設備が導入されていないのか、2番目のご質問、本格的な空調設備の導入はしないのかについては、内容が関連しておりますので併せてお答えいたします。

岐南町総合体育館は昭和54年に建築され、メイン施設である競技場が2階にあり、1階には卓球場、柔道場、剣道場、トレーニング室など複数の競技ができる施設となっております。空調設備を設置していない理由については、建築当時、体育館のように天井が高く広い空間への空調設備の設置が全国的に行われていない時代であったと推測されます。

参考までに、本町の小・中学校体育館の空調設備は、近年の記録的な猛暑を受け、児童・生徒や教職員の安全・安心の確保と災害時の避難所の機能を強化するため、令和2年度に設置しております。

令和7年6月に文部科学省が発表した公立学校の体育館などにおける空調設備の設置状況によりますと、全国の設置率は、平成29年4月は1.2%、令和7年5月は22.7%となっております。

体育館に空調設備を設置する場合、競技種目によって採用する方式が異なります。

一般的な送風式空調で問題ない競技もあれば、バドミントンや卓球のように風の影響を受けやすい種目もあります。そのため、空調方式の採用については検討する必要があります。

風を排除する空調方式は、輻射式冷暖房や除湿型放射冷暖房がありますが、これらは送風式冷暖房と比べると快適な温度になるまでに時間がかかることや工事費用が高額になることが予想されます。また体育館は建築から45年が経過しており、平成22年に大規模改修と耐震工事を実施しましたが、建物や設備はほかの公共施設も含め老朽化が進んでおります。

したがって、体育館に空調設備を設置する際は、町全体の公共施設の維持管理費などの長期財政計画を踏まえ、既存の体育館に空調設備を設置する費用対効果を検証するなど、総合的に検討する必要があります。町といたしましては、現時点において体育館に空調設備を設置することは考えておりません。

次に、3番目のご質問、簡易的なスポットクーラーやヒーターなどはすぐに導入できるのではについてお答えいたします。

現在、総合体育館などの体育施設は指定管理者制度を導入し、指定管理者が管理を行っております。夏の期間における利用者への対応としましては、熱中症指標計で暑さ指数を測定し、熱中症のリスクを可視化しています。また空調設備がある会議室を利用者や付き添いの方の休憩場所として開放し、熱中症対策を実施しております。

スポットクーラーやヒーターは、特定の場所に向けて風を送ることを目的としています。天井が高く広い空間全体を快適に保つことは困難ですが、スポットクーラーは、競技種目によっては利用者に向けて冷風を送ることで熱中症対策として有効であると思われれます。

総合体育館などの体育施設については、令和8年度から5年間、引き続き指定管理者制度を導入する予定をしており、指定管理を行う候補者からはスポットクーラーの導入に関する提案を受けております。町といたしましても、スポットクーラーに限らず、利用者が快適な環境で利用できる施設となるようさらに検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） ここで暫時休憩いたします。1時45分から再開いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（加藤雅浩君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅祐司でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2項目について分割質問方式で質問をさせていただきます。

さて今回2項目は、1項目めがこの看板の在り方と、そして2項目めが職員の意識という、この一見異なるテーマに見えますけれども、実はこれらは根底でつながっている地続きの課題であるという視点でお聞きいただければ幸いです。

それでは1項目め、総合案内の撤去と行政の意思決定の姿勢の再点検としまして、前回10月議会で総合案内の看板撤去について質問をさせていただきました。この問題は、単なる看板のある、ないというのではなく、その存在がもたらす安心感や機能をどのように支えるかという行政サービスの根幹に関わる問題だと強く感じております。

特に問題としたのは、町が約1年半前、令和6年4月総合案内業務を担う職員の配置をやめた後も約1年間は看板をつけたままにし、その半年後、今年4月によりやく看板を撤去したという、この一連の判断とその対応の矛盾でございます。このような経緯があったにもかかわらず、前回の町のご答弁では、撤去の理由として、ワンストップ窓口サービスの廃止と、それから2回目のご答弁としては、ロビーの狭さによる行列の解消と、こういった看板の持つ案内機能の継続的必要性とは異なる場当たりの論理に終始し、私にはその真意が理解できませんでした。この問題を重ねて質問するのは、この現場の職員の対応やサービスに一貫性がないという町民からのご意見や苦言が幹部にも届いているにもかかわらず、最も重要な、なぜ住民の安心を担う看板を失ったのかという本質的な説明をこの町が避けているからです。

総合案内の看板は、町民が役場に来たときのここに聞けば安心だと思える心のよりどころです。この安価で安定的な安心の目印を外した判断は、役場の中に閉じ籠もった町民の気持ちが分からないマネジメント、すなわち行政の論理や効率性だけを優先した意思決定の結果ではないかという強い懸念を抱かざるを得ません。

そこで、この意思決定のシンプルな妥当性と行政のマネジメントの根本原則について、改めてお尋ねいたします。

1つ目、住民の安心を行政の都合と引き換えたことの是非としまして、この役場の顔である総合案内の看板を撤去したことは、ワンストップ窓口サービスの廃止やロビーが狭く一時的に行列ができるといった役場側の論理を優先するために、高齢者をはじめとする住民の安心感という最も大切なサービスを犠牲にした結果ではないでしょうか。

住民課の人材は不足していないと伺っています。人手が足りているにもかかわらず

ず、なぜ町民の不安を招く撤去を必要としたのですか。町民の抱く不安という事実を踏まえれば、看板撤去の判断は、一時的な不便を解消するために永続的な安心を犠牲にした手段と目的のバランスを欠いた判断ではないでしょうか。この判断、撤去がなぜ町民にとって最善であったのかを分かりやすくご説明ください。これ1つ目です。

2つ目、サービスの不安定化と管理職の責任。

住民部長、部課長にもお話ししましたとおり、サービスの不安定化についてご意見が幹部に届いているにもかかわらず、なぜご答弁はワンストップ窓口サービスの廃止とロビーの狭さによる行列の解消といった問題の核心から目を背けた限定的かつ形式的な理由にとどまってしまうのでしょうか。私は、この姿勢こそが組織全体として狭いなら工夫しよう、サービスを維持しようという町民目線の発想を無意識のうちに手放し、努力を放棄した結果ではないかと疑わざるを得ません。町長、管理者は、この住民の安心の仕組みの放棄という問題の本質から目を背け、形式的な理由に終始する組織の対応こそが、職員個人の問題ではなく、町長を含む管理職のマネジメントと指導の姿勢にあるのではとお考えになりませんか。

3つ目、組織のマネジメント原則の導入。

職員の主体的な成長とサービスの質の安定を実現するためには、明確な指導原則が必要です。私は、住民サービスの安定的な基盤は、個々の職員の努力や善意に依存するものではなく、誰もが公平かつ確実に利用できる組織的な仕組みによって担保されるべきであるという原則こそが、町の職員育成とマネジメントの土台となるべきだと考えます。町は、この誰にでも公平な安心を提供する原則を、今後の組織運営におけるマネジメントと人材育成の指針として、職員に徹底していくお考えがあるのかどうかお聞かせください。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 三宅議員の1項目め、総合案内の看板撤去と行政の意思決定への姿勢の再点検についての1番目のご質問、総合案内の看板撤去は住民の安心感を犠牲にしてまで役場側の論理を優先した判断ではないか。町民にとって最善と判断した理由はについてお答えいたします。

総合案内の業務の一つに、来訪された方を適切な窓口へ案内することがあります。住民課の窓口担当職員は、高齢者をはじめとする来訪された方に挨拶をし、これがコミュニケーションのきっかけとなり、相手によい印象と安心感を与えることができると考えています。担当職員は、来訪される方が窓口にお見えになる前に迷われている場合、挨拶をきっかけに積極的に寄り添いお声をかけています。

また、本庁舎は正面入り口から住民課窓口までロビーが狭く、総合案内の窓口の前

に滞留することがありましたので、住民サービス向上のために人の力を最大限に発揮し、適切な窓口へ案内をしています。

窓口サインの存在がもたらす機能には、窓口業務を明確にし、来訪者を適切な窓口へ誘導することが挙げられます。本庁舎の窓口サインには、番号のほか各課の業務が掲示されています。来訪される方が住民課の窓口にお見えになった場合、担当職員が内容をお聞きし、適切な窓口番号を伝え、案内していますので、総合案内の窓口として機能しています。

町といたしましては、来訪者が安心できること、不安を感じさせないことが最善であると考えています。総合案内の窓口サインは現在ない状態ですが、来訪される方がどこへ行けばよいか分からないという不安感を解消するために、積極的に寄り添い、お声をかけ、適切な窓口に案内することで、安心感を与えることができていると判断しております。

次に、2番目のご質問、サービスの不安定化への指摘に対し、町長を含む管理職が問題の本質から目を背け、形式的な理由に終始する組織の姿勢をどう捉えているのかについてお答えいたします。

1番目のご質問にお答えしたとおり、町といたしましては、来訪者が安心できることと不安を感じさせないことが最善であると判断し、対応したものでございます。今後も、どの窓口においても、より丁寧に確実に案内できる環境を維持してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 三宅議員の3番目のご質問についてお答えをいたします。

本町におきましては、住民サービスの安定的な提供は町政運営の最も重要な責務の一つであると認識しており、その担保は個々の職員の努力だけで委ねられるものではなく、組織としての仕組みに確保していくべきものと考えております。議員ご指摘の誰にでも公平な安心を提供する原則は、今後の組織運営と人材育成を進めていく上で極めて重要な視点であると受け止めております。

急速に変化する社会情勢や多様化・複雑化する住民ニーズに的確に対応していくためには、こうした考え方をより明確に町としての共通の方向性として位置づけていくことが重要であると認識しております。

そのため、本町では、現在、岐南町役場が目指すミッション・ビジョンを実現していくための行動指針の策定を進めているところでございます。その中におきましても、住民サービスの安定は組織的な仕組みにより担保するという原則を職員が共有すべき共通言語の一つとして明確に位置づけてまいりたいと考えております。

今後策定いたします役場職員の行動指針を通じて、事務手続の可視化を踏まえた業務の標準化、人材育成や研修、デジタル化の推進など、組織運営と人材育成の両面における具体的な取組と一体的に進めることにより、住民サービスの安定的な提供が組織として継続的に確保される体制づくりを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 6番議員 三宅でございます。

再質問をさせていただきます。再質問に入るにあたり、まず、先日NHKのニュースで特集されておりました、ある自治体の先進的な取組を1つご紹介をさせていただきます。タイトルは「進む自治体の窓口改革」。厳しい財政状況が続くこの北海道北見市、北海道でもこれ道東になります知床半島の手前、網走の左隣ぐらいのところでほとんど行ったことがある方はいないと思いますが、こんなところの取り組んでいる市民サービスの向上と行政コスト削減を両立させるための窓口業務の抜本的な見直しについて報じられていました。この北見市の事例は、住民部長、総務部長にご答弁いただいた本庁の窓口業務の在り方、そして今後の行政改革を考える上で、非常に示唆に富む内容だと感じております。

そこで、この具体的な内容と成果についてご紹介をいたします。これは、厳しい財政状況が続く北海道北見市の窓口改革についてです。この北見市は、独自に新システムソフトを開発し、多くの手続を一つの窓口でスムーズに進められているようになったとし、例えば引っ越ししてきた場合、従来の転入手続では、戸籍住民課、国保医療課、学校教育課の3か所を回り、その都度書類を記入し、手続に1時間以上かかっていたというのがこの新たなシステム、これにより住民が窓口で文書を提出して署名するだけで、手続時間が大幅に短縮したと。1時間超がかかったものが10分から15分で済みました。また、このほかの部署へ一斉にこの情報が送られる、この作業が進められると。書類を記入する際にミスがほとんどなくなり、対応する職員の数も減らすことができたということです。これ住民からこんなに早く終わったとお褒めの言葉ももらうこともあり、住民サービスの向上と行政の業務の効率化、それを同時に達成できたということです。

こうした業務の効率化は、全国の自治体から注目が集まり、視察が相次いでいる中で、その時に近隣の名古屋市職員が視察に来ているところも放映されておりました。

このシステム導入により、財政健全化の課題のある北見市にとってメリットを生んでいるそうです。

これは9年前から地元IT企業と開発を進めてきたシステムということですが、今

では70を超える自治体で導入され、使用料も得ているということです。開発費用はおよそ7,000万円かかったとのことですが、これ何とあともう数年で回収できると想定しているというそうでございます。

さらに先月、総合受付の案内役として、この会話型生成AI、1メートル半ぐらいでしょうか、そのくらいのサイズで大きなものですので、すごく使いやすいというような感じのものでした。こういったものを取り入れてシステムを導入し、行政サービスの質を下げずにどこまで業務を効率化できるか、今後も改善を続けたいとおっしゃっていました。そして、特に心に響いた職員さんのお言葉に、寄り添った対応ができるように、ほかの業務の時間を減らして対面の時間をしっかり確保すると。窓口改革は終わりが無いと思っていますので、常に前向きに取り組んでいきたいですという言葉。私、感銘を受けました。

そこで本題に入ります。

町の看板撤去や形式的な答弁といった意思決定の姿勢を、この北見市の事例の示す住民の安心と財政健全化を両立するマネジメントという視点から、改めて再点検をさせていただきます。

総合案内の看板撤去の意思決定に関する再質問です。

住民部長は看板がない状態でも職員が積極的に寄り添い、お声をかけ、適切な窓口案内することで安心感を与えることができているとご答弁されました。しかし、ご答弁は、看板撤去という意思決定の妥当性を説明するものではなく、職員の努力と善意に依存するサービス、不安定化のリスクを放置していることの裏返しではないでしょうか。

特に町では、先般より行政証明書のコンビニエンスストアの交付サービスを開始されました。庁舎窓口サービスの負担軽減は一層進んでいるはずですが、窓口の負担が軽減され、職員が対面時間に余裕を持てるようになっているはずですが、なっていたこの時期に、なぜ安価で安定的な安心の目印であるこの看板を撤去し、庁舎内の案内機能という基本機能を後退させる判断をされたのでしょうか。また、看板かけ直しの議論もないのでしょうか。

北見市が会話型の生成AIの導入など、仕組みで案内機能を確保し、住民の安心を担保しているのに対し、この岐南町はなぜ職員の人的対応のみに依存しているのか、その判断が町民にとって最善だったという根拠が見えません。北見市役所の職員さんは、寄り添った対応ができるように、ほかの業務の時間を減らして対面の時間をしっかり確保すると述べていらっしゃいます。

では、町が看板を撤去することで、職員の案内にかかる時間を削減し、その時間を

ほかのどのような業務に再配分した結果、住民への寄り添った対応、いわゆる対面時間が具体的にどのように増加、改善したのかについて、北見市のマネジメントのように、その費用対効果と数値的な根拠を明確にお示してください。

2つ目、職員のマネジメントと指導の姿勢に関する再質問。

住民部長は、看板撤去に対する判断が来訪者が安心できることと不安を感じさせないことが最善であるという認識に基づいていると繰り返されましたが、これはその質問の核心である問題の本質から目を背け、形式的な理由に終始する組織の姿勢に対する直接的な回答になっていません。私はこの姿勢こそが、この狭いなら工夫しよう、サービスを維持しようという町民目線の発想を無意識のうちに手放し、努力を放棄した結果ではないかと指摘せざるを得ません。

北見市の事例では、新システム導入により書類の記入ミスがほとんどなくなり、手続時間が1時間超から15分から20分、10分から15分に短縮されたりと、仕組みが人間のミスや負担を補い、住民満足度を上げるというマネジメントの結果を示しています。

町長、管理者は、住民サービスの不安定化という問題の本質に対し、職員個人の問題ではなく、組織の仕組みの放棄という観点から、町長を含む管理職のマネジメントと指導の姿勢について、具体的にどのように改善し住民に寄り添った対応ができる仕組みを構築する責任があるとお考えになるか、改めてお聞かせください。

最後3つ目、組織のマネジメント原則の導入と財政健全化への意思決定に関する再質問です。

総務部長からは、住民サービスの安定は組織的な仕組みにより担保するという原則を現在策定中の行動指針に明確に位置づけ、事務手順の可視化による業務の標準化やデジタル化の推進を図っていくという極めて重要なご答弁をいただきました。このご答弁は、町政運営の根本的な原則を示すものであり、私たち議員もその方向性を高く評価し、この町の大きな前進と捉えるものです。この前向きなご答弁を受けて、デジタル化の推進について、さらに一歩踏み込んだ戦略的な質問をさせていただきます。

北海道北見市は、厳しい財政状況の中で約7,000万円を投じて独自のシステムを開発し、そのシステム、70を超える自治体に外販して収益を得ることで、行政効率化を市の新たな収益源とするという、この財政健全化に向けた攻めの意思決定を実践しています。町が示した今後の取組、標準化、人材育成、デジタル化はサービスの安定化という点で重要ですが、あくまで内部の業務効率化にとどまっている。北見市の実行したような行政の知恵を収益化につなげるという外部展開の視点が見えません。厳しい財政難の北見市でできたこの攻めのDX戦略を、健全な財政を持つ岐南町ならさら

に積極的に行うべきではないかと。

町長は、この行政サービスの質を下げずに収益を上げるという北見市の意思決定の姿勢をどのように評価されますか。また、この考え方を今後の財政健全化プランに、デジタル化の推進を単なるコストではなく投資として捉える具体的な戦略として、どのように反映させ実行していくお考えなのか、改めて具体的な見解をお聞かせください。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 小野木崇夫住民部長。

○住民部長（小野木崇夫君） 三宅議員の1つ目の再質問、住民への寄り添った対応が具体的にどのように増加、改善したのかについて、北見市のマネジメントのように、その費用対効果と数値的な根拠についてお答えいたします。

先ほどご質問にお答えしたとおり、住民課職員が積極的に来訪者にお声をかけ、適切な窓口へ案内しておりますので、寄り添った対応はできております。また、来訪者に寄り添い、丁寧な対応をすることで、案内にかかる時間は増えているのが現状でございますが、適切な窓口案内することで安心感を与えることができていると判断しております。

議員ご質問の北見市のように、費用対効果と数値的な根拠をお示しすることはできません。町といたしましては、住民の利便性の向上と業務の効率化、負担軽減を図るため、行政手続のオンライン化や業務の最適化を図るデジタル技術の利用などを推進してまいります。

三宅議員の2つ目の再質問。町長を含む管理職のマネジメントと指導の姿勢について、具体的にどのように改善し、住民に寄り添った対応ができる仕組みを構築する責任があるとお考えになるかについてお答えいたします。

現在、住民課の窓口では、来訪される方を適切な窓口へ案内することや、訪問の目的を達成できるよう業務を行っており、業務を遂行する責任がございます。庁舎の入り口付近に来訪者が滞留することがありましたので、組織として滞留することを問題と捉え、人の力を最大限に発揮し、適切な窓口へ案内することで寄り添った対応ができております。

今後も住民のニーズに応え、サービスを維持することが必要であります。責務を意識し、誠実に業務に取り組むことで、信頼される行政を目指してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 服部貴司総務部長。

○総務部長（服部貴司君） 三宅議員の再質問、北見市の意思決定の姿勢をどのように評価するか、デジタル化を投資と捉え、財政健全化プランへの反映、実行する具体的

な戦略はにつきましては、関連がございますので、併せてお答えをいたします。

まず、北海道北見市における行政システム開発を通じた外部展開と収益化により、行政効率化を町の新たな収益源とするとした戦略的判断につきましては、厳しい財政状況の下、創意工夫を重ね、デジタル技術を単なるコスト削減ではなく投資と捉える積極的な姿勢を示す好事例であると評価しております。

一方で、ご指摘のとおり、本町が現在策定を進めております行動指針に位置づけるデジタル化の推進は、まず町民サービスの安定化を組織的な仕組みで担保するため、内部業務の効率化、標準化に重点を置くことが最優先であると考えております。これは、既に申し上げた住民サービスの安定は、組織的な仕組みにより担保されるという原則を徹底するための基盤固めとして不可欠なプロセスです。

また、行政が蓄積した知識やノウハウを外部に展開し、収益化するという観点につきましては、北見市の取組とは性格が異なります。本町の基本方針は、現在、行政資源を最大限に町民の皆様へのサービス向上へ集中させることであり、そのために北見市のような外部展開・収益化を本段階で導入する検討は行っておりません。

デジタル化は、本町にとって行政サービス水準を維持向上させるための必要経費であると位置づけております。今後も現行の財政運営の下で、継続的に費用対効果を検証しながら、効果的かつ着実に推進してまいります。

具体的には、デジタル化を契機とし、事務手順の可視化、業務の標準化を通じて無駄を徹底的に排除し、人件費や事務経費の将来的な増加を抑制することで、限られた予算を他の重要な施策へ振り向ける余地を生み出すことを目指し、間接的に財政健全化に寄与するよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） ありがとうございます。住民部長、総務部長、ご答弁ありがとうございました。

総務部長の住民サービス仕組みは担保するという原則の導入とデジタル化推進のこの姿勢は前進として高く評価させていただきます。

しかし、住民部長からは、なぜ今看板をなくすことが町民にとって最善なのかという問いに対し、正面から向き合った明確な回答は得られませんでした。根拠のない大丈夫だという精神論だけでは、結局なぜ看板を外したのか、その答えには全くなっていません。このような不透明な姿勢では、行政としての説明責任を果たしているとは到底言えません。

では、次の質問に移ります。

「誰かがやる」から……。

○議長（加藤雅浩君） 三宅議員、質問は質問でしてください。自分の意見だけを言ってやるのは、この場ではよくないので、質問なら質問として先ほどの意見を完結させてください。

○6番（三宅祐司君） はい。

では、続きまして2項目め、「誰かがやる」から「私がやる」への意識改革。

複雑化する現代の行政課題に対し、誰かがやってくれるのではなく、職員一人一人が自分事として取り組み、この町の未来を切り開く主体性を持つことが極めて重要です。私は、この主体性こそが、安定した住民サービス、そして職員のやりがいというモチベーションの向上の源泉になると確信しております。

近隣の各務原市では、浅野市長のリーダーシップの下、職員が自ら予算を提案し、婚活プロジェクト、おせっかいさんというタイトルなんですね。こんなことをやってらっしゃる。そしてまた公用車代替えとなる電動アシスト自転車の導入など、従来の前例主義という硬直化を打ち破る具体的な成果を上げています。さらに、空き家解体の助成事業と連携し、解体前の建物を消防署の多様な実地訓練に活用することで、部署横断的な資源の有効活用も実現しています。

これらの成功事例は、職員が持つ能力と熱意を發揮できる仕組みを行政が整備することで、組織全体が活性化することを示唆しています。

そこで、職員の意識を前向きに変革するための提案型組織マネジメントについて、町長のお考えをお尋ねいたします。

職員の主体性、主体的な成長と挑戦の土壌づくりということで、予算という言葉の直接的な刺激を避け、権限と成長に焦点を当て、職員を挑戦者として尊重する姿勢を求めます。職員が自らアイデアを出し、実行することで最も得られるのは、町に貢献できたという達成感と、自身の能力の成長。これは、職員の長期的な定着率にも寄与する重要な要素です。

職員のやりがいを最大化し、現場の課題解決につなげるために、管理職の承認プロセスを簡素化し、若手職員や部署横断型のチームに対し、少額であってもアイデアの試行錯誤を可能にする予算や権限を与える提案制度を導入するお考えはありますか。これは、職員の主体的な成長を促すための町からの明確な投資であると考えます。

2つ目、縦割り解消と知恵の共有へのインセンティブ。

横の連携を強制するのではなく、町の共通課題を解決するための協力という前向きな視点でメリットを提示します。現在の行政課題は複雑であり、一つの部署だけでは解決できません。各部署が持つ知恵と情報を共有し、縦割りの壁を越えることが不可欠です。

例えば、子育て支援を成功させるためには、住環境や教育環境の整備が一体となって初めて実現するため、こども未来部、福祉課、基盤整備部、公園や遊び場というようなことも関連してまいりますので、そして教育委員会、現場、これは保育園や学校といったところが子育て支援という共通目標の下、横断的に連携をし、切れ目のない一体的な支援体制を構築することが不可欠と。

町はこのような部署をまたいだ協力に対し、単なる業務命令ではなく、職員のモチベーションが向上するような明確なインセンティブやプロジェクトの成功を公的に評価する仕組みを導入し、職員の知恵を組織全体で共有していくお考えがあるのか、お聞かせください。

最後3つ目、組織の成長を担保する評価哲学。

職員の挑戦を尊重し、成長を支援する姿勢を町の哲学として確立していくお考えがあるのかということですが、職員が自主的に行動し、挑戦的な提案を行うためには、失敗しても評価が下がらないという組織の安全な土壌が不可欠です。私は、組織の成長は現状維持ではなく、挑戦によって生まれると考えています。町長は、職員評価やマネジメント層の指導において、前例がないことへの挑戦や新たな仕組みづくりへの積極性を業務の完璧な遂行と同等以上に評価し、挑戦を尊ぶ組織文化、職員に徹底していくお考えがあるかどうか、町長の職員育成に対する哲学をお聞かせください。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 三宅議員の2項目め、誰かがやるから私がやるへの意識改革についてのご質問にお答えさせていただく前に、まず昨年度から設置しておりますコンプライアンス委員会において取り組んでおりますM V V（ミッション・ビジョン・バリュー）について、先ほどの1項目めの答弁にも少し触れておりましたけれども、ご説明を申し上げたいと思います。

M V VのM、ミッションとは、役場組織が社会において何のために存在するのかという存在意義や使命。M V VのV、ビジョンとはどのような役場組織を目指すのかという将来像。最後に、バリューとは、ビジョンを達成するために職員が共有すべき行動指針でございます。M V Vは、これら3つの頭文字をとったもので、この3つの要素は組織文化をつくる土台であり、組織においてその土台を可視化し、共有するものです。民間企業においても、企業理念に合わせて経営の土台として多数用いられているものでございます。

なぜM V Vの策定が組織に求められるのか。その背景として、急速なA Iの進化やデジタル化、少子高齢化や人口減少に伴う担い手不足、住民ニーズや働き方の多様化

など、社会を取り巻く変化が激しく、将来の予測が厳しくなっている今どれだけ環境が変わっても、これだけは守る、目指すという役場職員の共通言語を持たなければ、急激な変化に対応することはできない時代であることにあります。

こうした時代背景から、社会の潮目の変化、社会の要請に応えられる組織にするために、そして何よりハラスメントから職場を守り切れなかった組織体質を変えるためでもあります。M V Vを役場全体で共有することで、職員が個々の判断を行う際の軸ができ、組織として一体感を持って行政サービスに取り組むための土台となると考えております。そうしたことから、職員一人一人の主体的な成長を促し、住民サービスの質を安定的に向上させていくためには、日々の業務判断を支える組織としての明確な行動指針が不可欠であるとの考えは、議員のお考えと一致するところでございます。また、今後策定されますM V Vの中で、主体性や成長、挑戦といったキーワードは非常に重要な視点となってくるものと考えております。

その上で1番目のご質問、職員のやりがいを最大化し、管理職の承認プロセスを簡素化し、若手職員などに対し予算・権限を与える提案制度を導入する考えはあるかについてお答えをいたします。

本町におきましては、現時点で職員に対する予算や権限を新たに付与する制度の導入は行っておりません。しかしながら、職員一人一人の創意工夫を促し、業務の効率化や住民サービスの向上に資する取組を推進するため、広く業務改善を対象とした職員提案制度を設け運用をしているところでございます。この職員提案制度では、課題や改善のアイデアを所属や役職、時を問わず幅広く募集し、提案内容の有効性や実現可能性を組織内で検討の上、速やかな実装につなげることを基本としております。小さな工夫や手続の見直しなど、コストを抑えつつ効果が期待できる取組を積み重ねることで、現場の課題解決と職員の意欲向上の双方を図っていくことが重要であると考えております。

ご提案のございました若手職員や部署横断型チームへの予算・権限の付与につきましては、ガバナンスや財政運営、リスク管理の観点を踏まえ、慎重な検討を要するものと認識しているところでございます。そのため、当面は既存の職員提案制度を着実に運用し、改善効果や職員の参画状況を丁寧に検証しながら、必要に応じて制度の周知、評価、実装プロセスのさらなる工夫を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、職員のやりがいの向上と現場の課題解決に資する取組は重要であると認識しており、引き続き、職員提案制度の活用を通じて、実効性の高い業務改善を積み重ねていくことで、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、部署横断的な協力や知恵の共有に対し、職員のモチベーションを高める明確なインセンティブや公的な評価の仕組みを導入する考えはあるかについてお答えをいたします。

行政の縦割りは、分野横断的な視点が不足しがちになるという問題があると認識しております。部署ごとに業務が細分化される一方で、課題が複雑化、複合化している現在におきましては、横断的な視点を持った課題解決能力の高い職員を育成する必要があります。このため、成果や成功事例を役場全体で共有し、貢献が見える化する。また、意見交換や情報共有の場を制度的に整備する。そして、部署横断の協働を評価の対象に含める。このような取組が有用で、この評価というインセンティブにより職員のモチベーションを向上させる仕組みづくりが重要でございます。

部署を超えて協力することが評価される行動であると明確化されれば、自然と協働が生まれる組織に変わっていくものと考えます。評価基準を明確化し、役職や業務の難易度に応じた評価を適切に反映し、成果を公的に評価できる仕組みづくりを検討してまいります。

また、MVVのバリューは、ビジョンを実現するために共有するべき行動指針であるため、策定したバリューに従い生み出された成果は当然評価されてしかるべきものです。バリューは職員自らの手で生み出されるものであり、自ら生み出したものであるからこそ達成に対するモチベーションとなり、ひいては職員の成長につながっていくものと考えております。

次に、3番目のご質問、職員評価において前例のない挑戦や新たな仕組みづくりへの積極性を業務の完璧な遂行と同等以上に評価する組織文化を徹底していく考えはについてお答えをいたします。

現状維持は衰退という言葉があるように、成長には変化が必要であり、挑戦は人においても組織においても重要な要素になってまいります。組織において新規事業創出を生み出せないのは、そうしたことへ挑戦する文化が育ち切っていないことが原因の一つと言われております。挑戦を貴ぶ組織文化の定着には、マネジメント層が挑戦を後押しする指導を徹底することが重要であるとともに、職員が挑戦し、結果だけでなく挑戦に取り組んだプロセスそのものを評価する仕組みが必要です。

今後は、策定するMVVを軸にしながら挑戦する姿勢を評価制度にどのように組み込むか。失敗を責めるのではなく、学びに変える環境をどう整えるか。管理職による挑戦の後押しをどう組織文化として定着させるかななどを段階的に検討をしてまいります。

いずれにいたしましても、評価の客観性、公平性を担保しつつ、成果の可視化を通

じて職員の意欲向上と住民サービスの質の向上につなげる実効的な仕組みとなるよう、段階的に制度整備を進め、失敗を恐れて挑戦しない組織ではなく、挑戦を積み重ねて成長する組織へと転換させるという強い意志を持ってM V Vを掲げた組織改革に取り組んでまいります。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅裕司議員。

○6番（三宅祐司君） 「誰かがやる」から「私がやる」への意識改革、再質問でございます。

組織的な仕組みによるサービス担保や職員提案制度のこの推進報酬は理解いたしました。また、職員提案制度においては、若手に限らず広く業務改善のアイデアを募集するという方針をお示しいただきました。しかし、仕組みがあっても、現場の職員が多忙でそれを実行する時間と意識を持てなければ、この改革というのは進みません。特に業務負荷が高く、定時までに残務処理を終えることすら難しい職員がいらっしゃると。この現場において、新たな仕組みを導入、推進することは、かえって現場の負担を増大させるリスクも懸念されます。先ほど申し上げました北見市の職員のほかの業務の時間を減らして対面の時間をしっかり確保するというお言葉は、まさに時間をつくり出すマネジメントの重要性を裏づけるものであると考えます。町がこの仕組みの構築と実行力の担保を両立させるために、この具体的な運用方針として3つ伺います。

若手職員に限らず、全職員に対して業務改善の必要性をどのように確認させるのか。

2つ目、業務改善活動を残業で忙しい職員でも実行できるよう、時間や環境、業務の優先順位づけや既存業務の大胆な削減をどのように具体的に確保していくお考えでしょうか。

3つ目、仕組みがあるだけでなく、その仕組みを現場で動かす実行力を全庁的に担保するための具体的な推進手法を改めてお聞かせください。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 三宅議員の再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、仕組みの構築に加え、多忙な中でも職員が実行力を発揮できる環境整備と意識改革が不可欠であると認識しております。さきの答弁で申し上げましたM V Vは、この意識改革の軸であります。この認識に立ち、ご質問の3点について具体的にお答えをいたします。

1点目のご質問、職員に対して業務改善の必要性をどのように認識させるかについてお答えをいたします。

業務改善の必要性の認識につきましては、次の2点を柱に進めます。

まず、現在策定中のM V Vが示す当町の使命や行動指針を研修等で丁寧に浸透させ、業務改善を職場の使命を果たすための主体的な行動として定着させます。次に、職員提案制度による改善の成功事例を全庁で共有し、改善がもたらす業務負荷の軽減や住民サービスの向上といった具体的効果を可視化することで、職員が自分事として改善の意義を実感し、主体的に取り組む契機といたします。

2点目のご質問、業務改善活動を実行できる時間と環境をどのように具体的に確保していくかについてお答えをいたします。実行力を確保するための環境整備は、次の2点を重視して取り組みます。

第1に、各部署で定期的に業務を見直し、管理職の責任の下で慣行化、形式化している業務の思い切った削減と業務の優先順位づけを徹底いたします。これにより、業務改善活動に充てるための時間を意識的に創出し、確保いたします。

第2に、R P A等のデジタル技術の導入・活用を加速し、定型業務の自動化を進めることで、職員が本来注力すべき業務改善の検討や住民との対話に充てる時間を捻出をいたします。

3点目のご質問、その仕組みを現場で生かす実行力を全庁的に担保するための具体的な推進手法についてお答えをいたします。

実行力の担保は、仕組みと組織文化の両面から取り組みます。まず、さきの答弁でも触れましたとおり、評価制度においては、結果のみならず、挑戦したプロセスそのものを適切に評価する文化を徹底いたします。これにより、職員が失敗を恐れず、提案や改善活動に挑戦できる動機づけを強化し、失敗を恐れて挑戦しない組織からの転換を図ります。あわせて、管理職務向け研修を通じて、失敗を責めずに学びに変えるマネジメントの在り方を学び、現場の提案を安易に却下せず、実行を支援する姿勢を組織文化として定着をさせます。

これらにより、仕組みを現場で動かす実行力を全庁的に支える体制を確立してまいります。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 6番 三宅祐司議員。

○6番（三宅祐司君） 時間のない中、町長ありがとうございました。スピーディーなスピードあるご答弁いただきましたので、何とか最後の質問をさせていただくことができます。

再々質問でございます。まだまだ質問は山ほどありますが、時間が足りませんので、簡単に一言だけ。M V V（ミッション・ビジョン・バリュー）は組織の軸ですが、町長がこの町を職員と一緒にこんなわくわくする組織にしたいと願う一番の願

い、夢は何ですか。答弁書にある言葉ではなく、町長ご自身の言葉で職員に向けた熱いメッセージをお願いいたします。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 後藤友紀町長。

○町長（後藤友紀君） 三宅議員の2項目めの再々質問、私が職員と共に目指すわくわくする組織への一番の願いについてお答えをいたします。

本町の総合計画では、「みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん」というビジョンを挙げています。私にとってこの言葉は、町民の皆様だけではなく、現場で働く、役場で働く職員一人一人に向けた言葉でもあります。

私が職員の皆さんと一緒に実現したい一番の願いは、自分たちがこの町をつくっているんだと胸を張って言える役場にすることです。誰かに言われたからやる仕事ではなく、自分が考えた、自分が関わった、そう実感できる仕事が職員のやりがいにつながり、結果として町の魅力になっていくと私は信じています。

役場の仕事は目立つものばかりではありません。ですが、暮らしのすぐそばで、誰かの安心や未来を確実に支えています。だからこそ、失敗を恐れて立ち止まる組織ではなくて、考えて悩んで挑戦することを大切にする組織。前例がないからやらないのではなく、どうすれば町にとって一番いい形になるかを、立場を超えて一緒に考えられる役場にしたいと願っています。

私は町長として職員に完璧さを求めたいのではありません。求めているのは、この町をよくしたいという誠実な気持ちと、一步踏み出そうとする動きです。職員が誇りを持ち、ここで働けてよかったと思える役場でなければ、みんなでつくる魅力ある町は実現ができません。この町を誰かがやる町ではなく、私たちがつくる町へ、それが「みんなでつくる魅力あるまち・ぎなん」に込めた、そして、私自身が職員の皆さんと一緒にかなえたい一番の願いです。

改めて議員の皆様におかれましては、組織改革、職場環境の改善についてご理解ご協力を心より賜りますようお願いを申し上げます。答弁を終わります。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 8番議員の渡邊です。

議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

1つ目は、事件・事故抑止についてご質問させていただきます。

2018年9月にも一般質問させていただきましたが、近年、ドライブレコーダーが事件捜査に活用され、早期解決につながる有益な情報源になってきております。行政も毎年3台ほど高額な防犯カメラを増設しているようですが、岐南町全てを網羅するこ

とは難しく、また維持費もかかることから、今後の課題でもあると感じております。今までのような防犯カメラでは、防犯カメラのついた通りを高い位置から写しているため、犯罪者の顔も写りにくいとも言われております。

1、駐車監視つきドライブレコーダーであれば目線も低く、帽子をかぶっていても顔が認識しやすいこともありますし、各家庭に普及させることで各家庭が防犯拠点となって機能すれば、事件・事故の解決に大いに役立てることにもなります。また、駐車監視つきドライブレコーダーはピンキリではありますが1万6,000円からありますし、維持費も各家庭が負担することを考えれば、現在の防犯カメラよりも安く済むと考えられるので、駐車監視つきドライブレコーダー補助金を考えるべきではありませんか。ご検討のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 板橋篤志基盤整備部長。

○基盤整備部長（板橋篤志君） 渡邊議員の1項目め、事件・事故抑止についての防犯カメラを廃止して、駐車監視つきドライブレコーダーに補助金をつけて、各家庭を防犯拠点としていくべきではについてお答えをいたします。

議員ご質問の事件・事故抑止についてにつきましては、ドライブレコーダーの録画映像が警察の捜査活動に活用され、全国で各種事件の早期解決につながるケースがあることは、議員ご指摘のとおりであると認識いたしております。

特に、個人の事案において、警察などへの速やかな提出を可能にし、捜査の端緒となり得ることは評価できるものと考えております。しかしながら、町では、個人のドライブレコーダーの購入費用を町の財源から補助する制度を設けることは、基本的には適切ではないと判断いたしております。その理由といたしましては、まず、補助金とは、公的利益の実現を目的とし公金を用いて特定の事業を支援する措置だからでございます。ドライブレコーダーは、知的財産として個人が自己の安全確保のために購入する機器であり、個人間の紛争解決のために補助金を出すことは難しいと考えております。

また、ドライブレコーダーで記録される映像データには、人物の顔や車両のナンバープレートなど、個人を特定することが可能な情報が含まれています。さらには、ドライブレコーダーの録画データは、個人の生活領域に深く関わる情報の取扱いを伴います。これらは個人情報に当たり、町が補助の対象として個人のデータを直接取得・保有・活用することがあった場合、それが法律上の正当な根拠に基づく第三者提供や共同利用に該当するかどうかを厳密に検討する必要が伴うからであります。

以上の理由から、事件・事故防止のためにドライブレコーダーの取付けに補助金を出すことは現時点では適切ではないとの考えに至っております。

なお、町が令和元年度から年に3台ペースで幹線道路、通学路、公園などに設置してきた防犯カメラは現在25台運用され、今年度におきましても3台設置する計画でございます。これらが地域の安全・安心のために寄与していることを申し添えさせていただきます。以上でございます。

○議長（加藤雅浩君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 2つ目の質問をいたします。

宅配ボックス助成金についてご質問いたします。現在、全国的に宅配ボックス設置に補助金が交付される背景には、日本社会が抱える深刻な再配達問題と環境負荷の削減ニーズがあり、ネットショップの普及により宅配便の取扱件数は年々増加しております。その中でも再配達の割合は15%から20%前後と高止まりの傾向にあり、再配達が繰り返されることで配送業者の負担は増し、トラックの稼働数も増加しております。

現在、宅配ボックスに利用できる補助金は国の国土交通省が用意しているものと、各自治体で用意しているものの2種類があります。ただし、全ての自治体で用意されているわけではなく、岐阜県にはありませんし、国の助成金を申告するのは案外面倒で宅配ボックスを安く購入する方法や、助成金に詳しくサポートしてくれる業者を選ぶのが一苦労です。

タウンライフリフォームもありますが、個人情報を入力から目的の宅配ボックス助成金のための見積りまでかなりややこしくなっているため、実際に使える人は少ないのも問題点の一つです。

宅配ボックスの設置に対する支援策が国土交通省から提供されておりますが、使いにくい国の補助金ではなく、お隣の愛知県一宮市では住民目線に立ち宅配ボックス補助金をつくっております。その対象条件は、宅配ボックスの購入、設置前に申請すること。施工業者により設置すること。申請する工事内容、金額が確定していること。一宮市内の住宅に設置されること。宅配物が外部から見えない構造で安全に保管できること。盗難防止のため施工業者によりアンカー等で躯体等に固定していることなどで、ご高齢者の方でも手続きしやすいと言われております。

今後、国交省が置き配を基本ルールにし、手渡しを追加料金の可能性も出てきておりますので、岐南町も宅配ボックス助成金を考えてはいかがでしょうか。ご返答のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（加藤雅浩君） 安田 悟総合政策部長。

○総合政策部長（安田 悟君） 渡邊議員の2項目め、宅配ボックス助成金についてのご質問にお答えいたします。

国や他の自治体で実施されている宅配ボックス補助金制度の主な目的でございますが、一般的にはネットショッピングの普及に伴い発生する再配達による環境負荷の軽減、配達員の労働負荷の軽減、子育て世帯や介護世帯でも受け取りやすい環境の整備といった点が挙げられております。

また、補助金を交付するに当たりまして一定の基準を満たすこと及び所定の申請手続が必要であることが一般的でございます。

本町におきましても、環境負荷の軽減などの観点から、宅配ボックスの活用に一定の意義があるものと認識しております。一方で、国においては、置き配を標準的な受け取り方法とする方向で検討が進められていることや、その際の再配達に係る料金設定など、今後の具体的な取扱いが明確でない部分がございます。あわせて、配送事業者におきましても、日時指定サービスやコンビニエンスストア、宅配ロッカーでの受け取りサービスが充実してきており、こうした多様な受け取り手段が浸透しつつある状況でございます。

以上の状況を踏まえますと、現時点において宅配ボックスの設置に関する補助金制度を創設する必要性は高くないことから、制度創設の考えはございません。以上でございます。



散会

○議長（加藤雅浩君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日午前10時より会議を開きます。

明日の日程は追って配付いたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後 2時53分 散会



本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

加藤雅浩

岐南町議会議員

松本暁大

岐南町議会議員

三宅祐司

